

資料 2 - 2

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r. 5.0
提出年月日	令和5年2月14日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第35条 通信連絡設備

令和 5 年 2 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（1件）
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。

変更前：充電式電池

変更後：非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。

- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
 - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-3) 前回提出版からの識別の省略

条文全体の記載の見直しを実施したため修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ベージング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカ	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカ	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS 端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 （記載なし） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV 会議システム ・IP 電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP 電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP 電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑤参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入 FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入 FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS 表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS 伝送装置 ・SPDS 表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS 伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS 伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用電源設備 ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	（記載なし）	（記載なし）	赤字部は、設備の相違⑦参照
23	緊急時対策所	緊急時対策建屋	緊急時対策所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

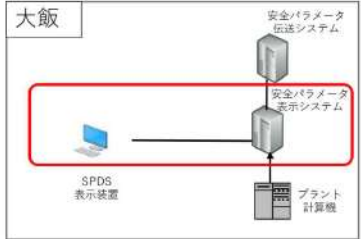
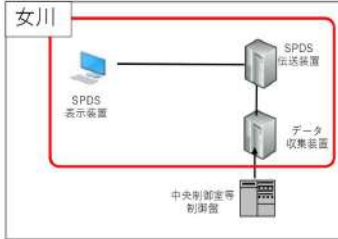
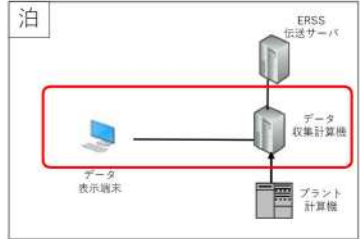
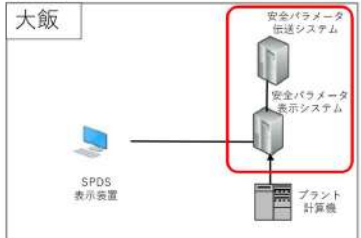
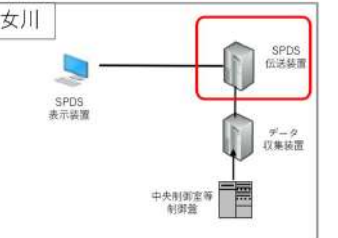
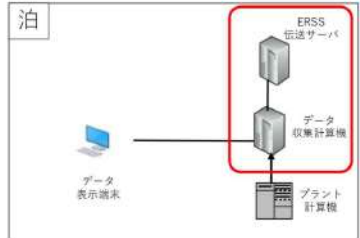
2-2) 設備または設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX	記載なし	・女川2号炉では、中央制御室に設計基準事故に対応するための設備として電力保安通信用電話設備のうちFAXを設置しているが、泊3号炉では、緊急時対策所に設置している加入電話設備（FAX）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX）及び衛星電話設備（FAX）にて連絡が可能であり、設計基準事故に対処可能と判断している。（大飯3/4号炉、高浜3/4号炉と同様）
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）	記載なし	・女川2号炉で中央制御室及び緊急時対策所に設置している無線連絡設備（固定型）は、泊3号炉では設置していないが、衛星電話設備（固定型）にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。（大飯3/4号炉、伊方3号炉と同様）
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所内	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：屋外（車両内）及び緊急時対策所内	・泊3号炉では、災害対策要員が活動拠点である屋外にて、要員の位置的分散が必要となる際、すぐに無線連絡設備（携帯型）を利用できるよう、無線連絡設備（携帯型）を屋外（車両内）に保管している。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室内	携行型通話装置 保管場所：中央制御室内及び中央制御室付近	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び中央制御室付近に携行型通話装置を保管している。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備または設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違 No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑩ 緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム (SPDS)）</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 設置場所：制御建屋内 SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ表示端末 設置場所：緊急時対策所内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川 2 号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川 2 号炉では SPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 泊 3 号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 なお、大飯 3/4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ 緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 女川 2 号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSS への伝送機能に相違はない。 なお、大飯 3/4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<p>設計方針の相違</p> <p>女川ではフィルタバント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。</p>

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備または設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違 No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用電源設備	・大飯 3 / 4 号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。(泊 3 号炉は女川同様非常用電源設備のみ)
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯 3 / 4 号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置している PC から用いて地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川 2 号炉および泊 3 号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方 3 号炉および川内 1 / 2 号炉と同様）。また、泊 3 号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話（可搬）の有無	衛星電話（可搬）	記載なし	記載なし	・大飯 3 / 4 号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川 2 号炉および泊 3 号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方 3 号炉および川内 1 / 2 号炉と同様）。また、泊 3 号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯 3 / 4 号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所 3 号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備（警報装置を含む。）のスピーカにて一斉放送する機能を有している。（伊方 3 号炉、女川 2 号炉、柏崎 6 / 7 号炉、東海第二、島根 2 号炉と同様）
⑱ 専用電話装置のうち FAX の有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備（FAX）	・泊発電所 3 号炉は、地方公共団体への FAX 送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置（FAX）を設置している。

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、2.1.1及び2.1.2にデータ伝送設備の説明を記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、大飯同様、外部との通信回線について記載している。（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 通信連絡設備</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>3. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 別添 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している。 なお、メーカー設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：技術的能力、女川・泊：運用、手順 実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。 【大飯】【女川】 記載表現の相違 ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考資料)</p> <p>参考1. 通信連絡設備の一覧</p> <p>参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備</p> <p>参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p> <p>参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p>	<p>4. 参考</p> <p>参考1 通信連絡設備の一覧</p> <p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>4. 参考</p> <p>参考1 通信連絡設備の一覧</p> <p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪では参考7に記載</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備(発電所内)とデータ伝送設備(発電所外)を合わせて説明している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大阪では参考5に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊の参考8に大阪の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・記載箇所の相違。大阪では参考6に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考12. 多様性を確保した通信連絡設備</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備</p> <p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度</p> <p>参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p>	<p>参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について</p> <p>参考11 多様性を確保した通信回線の容量について</p> <p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p> <p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>参考14 公的機関等の情報を入手するための設備</p>	<p>参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について</p> <p>参考11 多様性を確保した通信回線の容量について</p> <p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p> <p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>参考14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>参考15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は緊急時対策所の電源として無停電電源装置を設置しているが、泊は通信機器個別に無停電電源を設置している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載箇所の相違。大阪では参考6に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、発電所外との通信回線の容量の説明をしている（女川同様） ・大阪では参考12に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では該当参考なし</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では参考2に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では該当参考なし</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・技術的能力説明資料にて記載。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の仕様</p> <p>参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機の保有台数と考え方</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する大飯発電所3号及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)</p> <p>表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・重大事故等対処設備の 条文(設置許可基準第62 条及び技術基準規則第 77条)に係る記載につい ては、設置許可基準62 条側に記載。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加 要求</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求 事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加 要求	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求 事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加 要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求 事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加 要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求 事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加 要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求 事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加 要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求 事項	
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加 要求																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求 事項																												
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加 要求事項																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求 事項																												
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加 要求事項																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求 事項																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）	技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大飯】記載表現の相違・大飯：原子炉補助建屋、女川・泊：原子炉建屋（代表建屋の相違） 【大飯】記載表現の相違・大飯：操作、女川・泊必要な操作。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）・大飯では（安全施設に属するものに限る。）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違・34条(ヌ.(3)(vi))から(ヌ.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 ・大阪：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設 【大阪】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【大阪】【女川】記載方針の相違 ・34条(ヌ.(3)(vii))から(ヌ.(3)(viii))を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ベージング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：原子炉補助建屋、女川・泊：原子炉建屋（代表建屋の相違）</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2節参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】【女川】 記載方針の相違 ・34条（ヌ.（3）（vi））から（ヌ.（3）（vii））を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。 ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない 【大飯】【女川】記載方針の相違 ・34条（ヌ、（3）（vi））から（ヌ、（3）（vii））を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条則に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>衛星電話（携帯）の電源は、充電機を使用しており、充電機の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電機又は乾電池を使用しており、充電機を用いるものについては、充電機の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用して、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条則に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電機を使用しており、充電機の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ、(2)(v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ、(3)(vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>加入電話（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>無線通話装置（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>送受信器（ページング）（警報装置を含む。）（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>局線加入電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>移動無線設備 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>運転指令設備（警報装置を含む。）（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>加入電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>携帯電話（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>移動無線設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違・2-2⑧記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計方針の相違・大飯は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）・泊では、分類名で記載</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑧記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違・泊では、要員の参集において使用ずるとして、緊急時対策所にて要求する通信連絡設備と整理ことから緊急時対策所と兼用している。</p> <p>【女川】運用の相違・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>インターフォン（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用）</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） （ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p> <p>SPDS 表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「へ(5) (vi) 中央制御室」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（固定型） （「へ(5) (vi) 中央制御室」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS） （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（FAX） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>データ収集計算機 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>データ表示端末 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第 62 条及び技術基準規則第 77 条）に係る記載については、設置許可基準 62 条側に記載</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可 59 条）の衛星電話設備（固定型）を「へ(5) (vi) 中央制御室」と兼用しない（大飯と同様）</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照） 女川はサーバ部に該当する「SPDS 伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。 泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>		<p>ERSS 伝送サーバ （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大飯審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違・女川は設備分類名(データ伝送設備)のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 携帯型通話装置（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違・大飯では、携帯型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「又、(3)(vi)」（緊急時対策所）と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。</p>
<p>トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ（3）（vi）と兼用） 一式</p> <p>携帯型衛星電話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。 【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>携帯型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>携帯型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 大飯：衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）で構成する衛星電話として表現。 泊：衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）で構成する衛星電話設備として表現 女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。</p> <p>【大飯】設計方針の相違・泊では、DB事象時に使用しないことから、62条に記載</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり 【大飯】設計方針の相違 ・2-2③記載のとおり 【大飯】記載表現の相違 大飯：共に、女川・泊：ともに</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明 (通信連絡設備)</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 基本的方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊他条文との整合</p>
<p>適合のための方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20） （2.2～2.3：P4-35-24～28）】</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15） （2.4：P35条-19）】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：原子炉補助建屋、 女川・泊：原子炉建屋（代表建屋の相違）</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・34条(ヌ.(3)(vi))から(ヌ.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>第2項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>第2項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・34条(ヌ.(3)(vi))から(ヌ.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないので「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。 【説明資料（2.1～2.1.2：P4-35-19～23）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3：P4-35-26～28）】</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。 【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.3：P35条-16～18）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.4：P35条-19）】</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：原子炉補助建屋、女川・泊：原子炉建屋（代表建屋の相違）</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・34条(又.(3)(vi))から(又.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所外)を設置する設計とする。</p> <p>通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料(2.1:P4-35-19)(2.1.2~2.3:P4-35-21~28)】</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">以下、比較を目的に再掲</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料(2.2~2.3:P4-35-24~28)】</p> </div> <p>10.12.1.3 主要設備 10.12.1.3.1 通信連絡設備(3号及び4号炉共用) (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)である運</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備(発電所内) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策所情報収集設備のうちデータ伝送設備(発電所外)を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料(2.1:P35条-12)(2.3:P35条-16~18)(2.4:P35条-19)】</p> <p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12-1表に示す。 【説明資料(2.5:P35条-20~21)(2.6:P35条-22~27)】</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備(発電所内) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないので「等」は記載していない 【大飯】【女川】記載方針の相違 ・34条(ヌ.(3)(vi))から(ヌ.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「緊急時対策所情報収集設備」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPS)の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・大飯：原子炉補助建屋、女川・泊：原子炉建屋(代表建屋の相違) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3：P4-35-26～28）】</p> <p style="text-align: center;">【比較のため再掲】</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> </div>	<p>通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.5：P35 条-20～21）（2.6：P35 条-22～27）】</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「(2) データ伝送設備（発電所内）」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大阪】設計方針の相違・2-2②記載のとおり。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違 【大阪】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2②記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、安全パラメータ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p>	<p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P35条-12) (2.4:P35条-19)】</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料(2.1:P35条-12) (2.3:P35条-16~18) (2.5:P35条-20~21) (2.6:P35条-22~27)】</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPS)の類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設備の相違 ・2-2⑤記載のとおり。 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載 泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPS)の類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(4) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【女川】設備の相違 ・2-2@記載のとおり 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線 【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違・記載箇所の相違。大飯：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3。再掲して比較済み。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するために～</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
第10.12.1.1表 警報装置の仕様				第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表				第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表				【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・表レイアウトの相違		
通信種別	主要設備	電源	通信回路	通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用電源設備等	通信回路	通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用電源設備等	通信回路			
警報装置	事故一斉放送装置	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—	通信連絡設備(発電所内)	兼轄所内	兼轄所内	—	通信連絡設備(発電所内)	兼轄所内	兼轄所内	—	DB/SA 設備 (緑枠)		
第10.12.1.2表 通信設備(発電所内)の仕様														
通信種別	主要設備	電源	通信回路									通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用電源設備等
通信設備(発電所内)	運転指令設備	1号及び2号炉受話器	常用内電源 通信用無停電電源装置	—	通信連絡設備(発電所内)	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備(固定型)	無線連絡設備(固定型)	通信連絡設備(発電所内)	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	衛星系回線 (通信事業者回線)	
		3号及び4号炉受話器	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—			無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型)			非常用内電源 通信用無停電電源装置	無線連絡設備(携帯型)		無線連絡設備(携帯型)
	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	常用内電源 通信用無停電電源装置	—		兼轄電話設備		兼轄電話設備(固定型)		非常用内電源 通信用無停電電源装置	兼轄系回線 (通信事業者回線)	兼轄電話設備	兼轄電話設備(固定型)	
		保安電話(携帯)	非常用内電源 通信用無停電電源装置				兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置		兼轄電話設備(携帯型)			非常用内電源 通信用無停電電源装置	
	トランシーバー	充電電池 乾電池	—	兼轄電話設備		兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	兼轄系回線 (通信事業者回線)		兼轄電話設備	兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—	
	携帯型通信装置	乾電池				データ収集装置	データ収集装置				非常用内電源 通信用無停電電源装置	データ収集装置		非常用内電源 通信用無停電電源装置
	衛星電話	固定(注1)	非常用内電源 電源車(緊急時対策用)(DB) 衛星電話専用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)		兼轄電話設備	兼轄電話設備(固定型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置		兼轄系回線 (通信事業者回線)	兼轄電話設備	兼轄電話設備(固定型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	兼轄系回線 (通信事業者回線)
		携帯(注1)	充電電池				兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置				兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	
	インターフォン	乾電池	—	無線系回線		兼轄電話設備	兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置		兼轄系回線 (通信事業者回線)	兼轄電話設備	兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	兼轄系回線 (通信事業者回線)
	無線通信装置(注2)	無線通信装置(注2)	固定：常用内電源、 通信用無停電電源装置 電源車(緊急時対策用) (DB)				無線系回線	兼轄電話設備(携帯型)				非常用内電源 通信用無停電電源装置	兼轄系回線 (通信事業者回線)	
車載：移動式放射能測定装置 (モニタ車)の車用蓄電池			兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置	兼轄電話設備(携帯型)	非常用内電源 通信用無停電電源装置								
(注1)：発電所外用(社内及び社外)と共用。				(注1)：発電所外用(社内及び社外)と共用。				(注1)：災害時優先回線を含む。						
(注2)：発電所外用(社内)と共用。				(注2)：発電所外用(社内)と共用。				(注2)：発電所外用(社内)と共用。						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.12.1.3表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様					
通信種別	加入電話（注2）（注4）		通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)	【大阪】 記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・表レイアウトの相違
	携帯電話（注2）（注4）		充電池	無線系回線 (通信事業者回線)	
	加入ファクシミリ（注2）		電源車(緊急時対策所用) (DB)	有線系回線 (通信事業者回線)	
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用 回線) 衛星系回線 (通信事業者回線)	
		保安電話（携帯） （注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池		
		衛星保安電話	非常用所内電源 ターミネータ設備電源切替専用無 停電電源装置		
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注2）	TV会議システム		有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)	
		J P 電話			
		J P - F A X			
	社内TV会議システム		電源車(緊急時対策所用) (DB)	有線系回線 (専用の電力保安通信用 回線) 衛星系回線 (通信事業者回線)	
衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車(緊急時対策所用) (DB) 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)		
	携帯（注1）	充電池			
	可搬	電源車(緊急時対策所用) (DB) 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置			
無線通話装置（注3）		固定：常用所内電源、通信用無 停電電源装置 電源車（緊急時対策所 用）(DB) 車載：移動式及び情報認定装置(平 ニタ配)の車用蓄電池	無線系回線		
(注1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共用。 (注2)：発電所外用（社外）と共用。 (注3)：発電所内用と共用。 (注4)：災害時優先回線を含む。					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第10.12.1.4表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線	
通信設備 (発電所外) 社外	加入電話（注2）（注3）	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)	
	携帯電話（注2）（注3）	充電機	無線系回線 (通信事業者回線)	
	加入ファクシミリ（注2）	電源車(緊急時対策用) (DB)	有線系回線 (通信事業者回線)	
	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 (通信事業者回線)
		保安電話(携帯) (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電機	
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(注2)	T V会議システム	電源車(緊急時対策用) (DB) 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)
		I P電話 I P - F A X		
	衛星電話	固定(注1)	非常用所内電源 電源車(緊急時対策用) (DB) 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)
		携帯(注1)	充電機	
	緊急時衛星通報システム		電源車(緊急時対策用) (DB) 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 (通信事業者回線)

(注1)：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。

(注2)：発電所外用（社内）と共用。

(注3)：災害時優先回線を含む。

第10.12.1.5表 データ伝送設備の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
データ伝送設備	SPDS表示装置	電源車(緊急時対策用) (DB) 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線
		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	
	安全パラメータ表示システム(SPD S)(注1)	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)
		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	
安全パラメータ伝送システム		有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)	

(注1)：発電所内用及び発電所外用と共用。

【説明資料(2.2～2.3:P4-35-24～28)】

【大飯】
 記載方針の相違
 (女川審査実績を反映)
 ・表レイアウトの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>概要を図1に示す。</p> <p>警報装置 : 事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。</p> <p>通信設備（発電所内） : 中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所内） : 緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。</p> <p>通信設備（発電所外） : 発電所外の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所外） : 所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) データ伝送設備（発電所内） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は、通信連絡設備の内訳を記載していない 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要な情報を伝送することは変わらない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・音声等による連絡は変わらない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

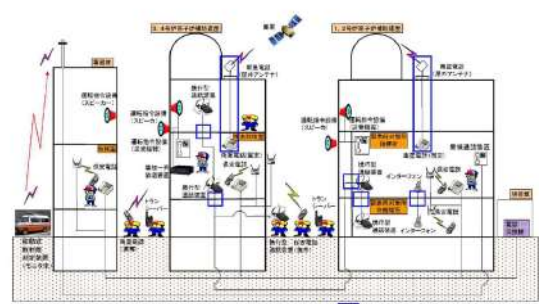
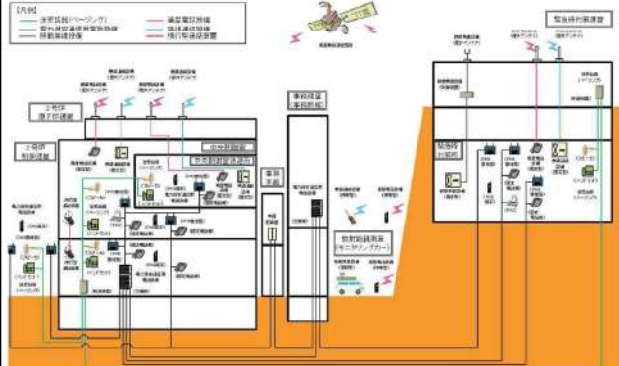
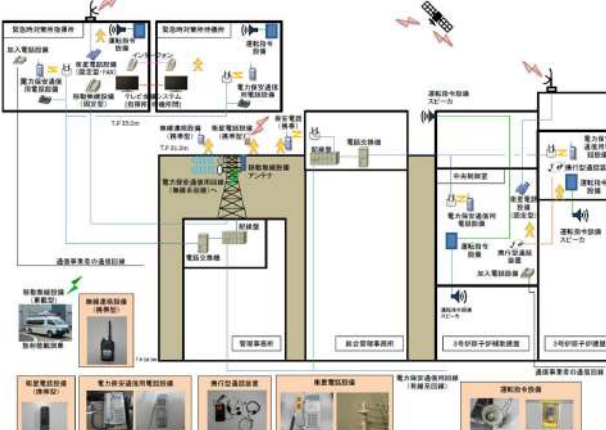
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置）を設置している。</p> <p>また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。 概要を図2.1及び図2.2に示す。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ベージング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。 電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、2号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。 電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、総合管理事務所及び管理事務所に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する保安電話（固定）を接続する設計とする。</p> <p>万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】設計方針の相違 ・2-2節記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>図 2.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要〔通信連絡設備（発電所外用）と共用のものを含む〕</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第 2.2-1 表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="750 175 1265 630"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（ページング） （警報装置を含む）</td> <td>ハンドセット・スピーカー</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>内線端末</td> <td>電話</td> <td>有線系 / 無線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所→中央制御室</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型連絡装置</td> <td>電話</td> <td>有線系回線</td> <td>・中央制御室→現場（屋内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：現場（屋内）：制御室、原子炉建屋、タービン建屋</p>  <p>第 2.2-1 図 通信連絡設備（発電所内）の概要</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受話器（ページング） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋内）	電力保安通信用電話設備	内線端末	電話	有線系 / 無線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策所→中央制御室	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所→現場（屋外）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）	携帯型連絡装置	電話	有線系回線	・中央制御室→現場（屋内）	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第 2.2-1 表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1422 175 1870 646"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転指令設備（警報装置を含む）</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋内） ・現場（屋内）→現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所 →緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋内） ・現場（屋外）→現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所 →緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td></td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・現場（屋外）→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>機内交信設備</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室→現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td></td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td></td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所→現場（屋外）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内と発電所外で利用</p>  <p>第 2.2-1 図 通信連絡設備（発電所内）の概要 〔通信連絡設備（発電所外）と共用のものを含む〕</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所	運転指令設備（警報装置を含む）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋内） ・現場（屋内）→現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所 →緊急時対策所待機所	電力保安通信用電話設備		電話	有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋内） ・現場（屋外）→現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所 →緊急時対策所待機所	無線連絡設備		電話	無線系回線 ・現場（屋外）→現場（屋外）	機内交信設備		電話	有線系回線 ・中央制御室→現場（屋内）	衛星電話設備		電話	衛星系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋外）	移動無線設備		電話	無線系回線 ・緊急時対策所→現場（屋外）	<p>相違理由</p> <p>DBに係る内容（当表）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績を反映）</p> <p>DB/SAに係る内容（当図）</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は通信連絡設備（発電所外）と共用している設備も含めて記載している旨を記載している（大飯同様）</p>
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																
送受話器（ページング） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）																																																																
固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋内）																																																																
電力保安通信用電話設備	内線端末	電話	有線系 / 無線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）																																																																
FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策所→中央制御室																																																																
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所→現場（屋外）																																																																
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外）																																																																
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・現場（屋外）→現場（屋外）																																																																
携帯型連絡装置	電話	有線系回線	・中央制御室→現場（屋内）																																																																
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所																																																																
運転指令設備（警報装置を含む）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋内） ・現場（屋内）→現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所 →緊急時対策所待機所																																																																
電力保安通信用電話設備		電話	有線系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋内） ・中央制御室→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋内） ・現場（屋外）→現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所 →緊急時対策所待機所																																																																
無線連絡設備		電話	無線系回線 ・現場（屋外）→現場（屋外）																																																																
機内交信設備		電話	有線系回線 ・中央制御室→現場（屋内）																																																																
衛星電話設備		電話	衛星系回線 ・緊急時対策所→中央制御室 ・緊急時対策所→現場（屋外） ・中央制御室→現場（屋外）																																																																
移動無線設備		電話	無線系回線 ・緊急時対策所→現場（屋外）																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

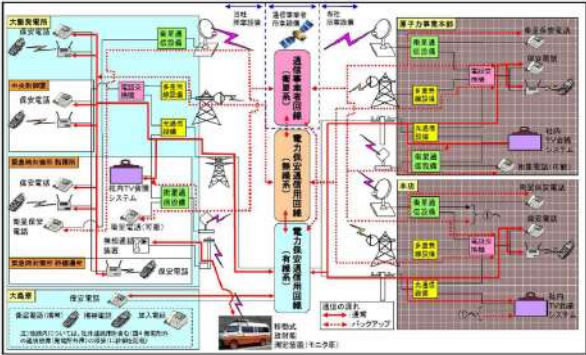
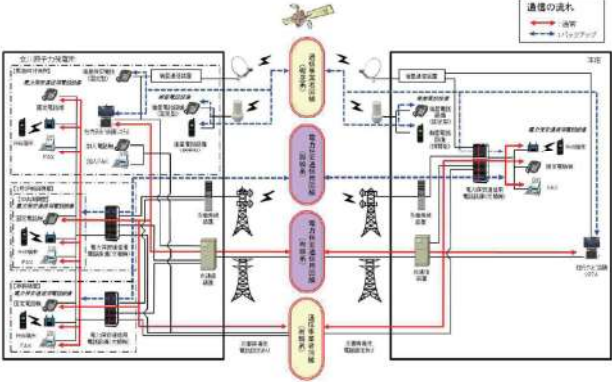
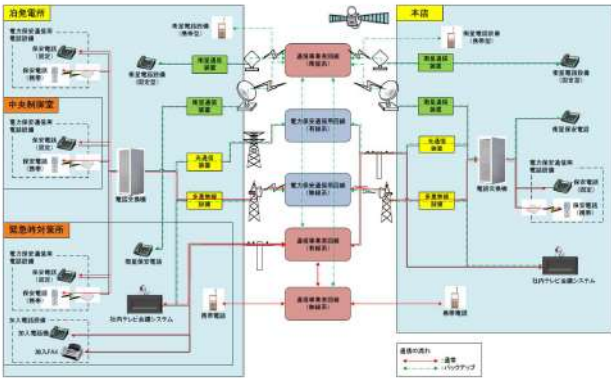
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内TV会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内TV会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）・大飯は通信連絡設備を一括して記載している</p>

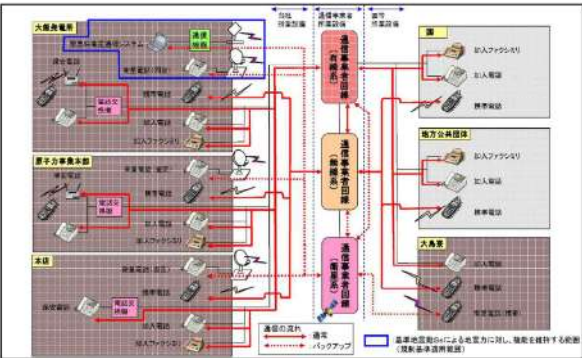
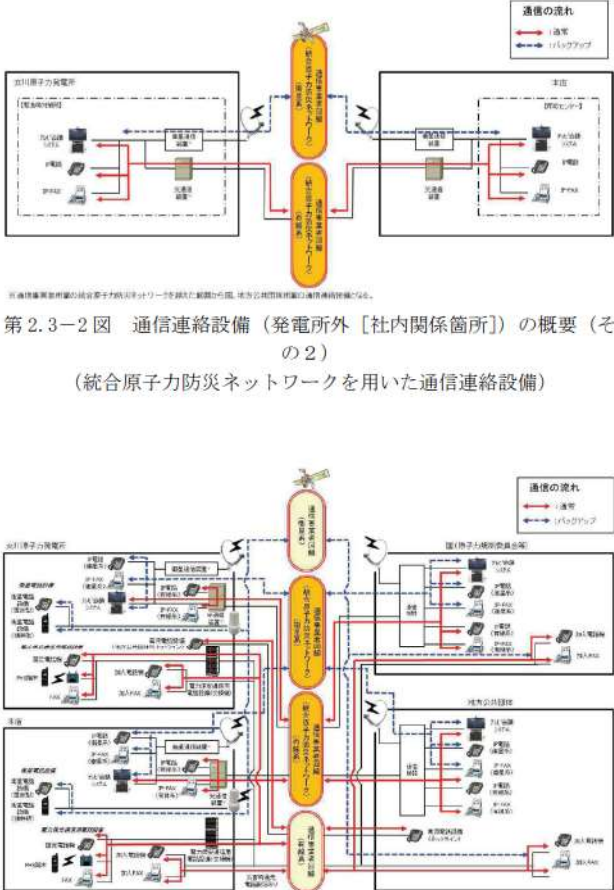
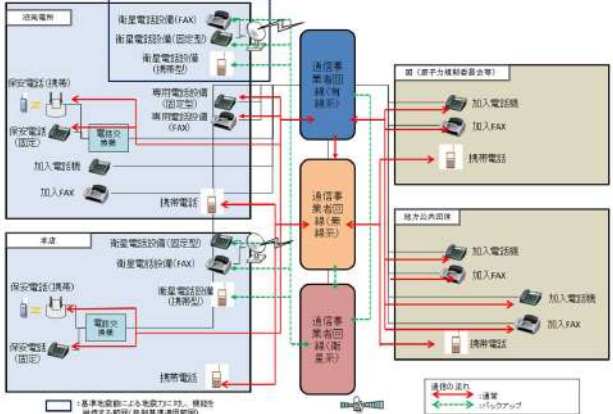
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末、FAX 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話（固定型）</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 局線加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP 電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p> <p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP 電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2①記載のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違・2-2②記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違・2-2④記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>  <p>図 3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）</p>	<p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>  <p>第 2.3-1 図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要（その 1） （電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備）</p>	<p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び管理事務所の通信鉄塔に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>  <p>第 2.3-1 図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要 （電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話）</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・女川・泊は、データ伝送設備を 2.4 に記載している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所1/2）</p>	 <p>第2.3-2図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p> <p>第2.3-3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（衛星電話設備、専用電話設備（ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	 <p>第2.3-2図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1） （加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話）</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

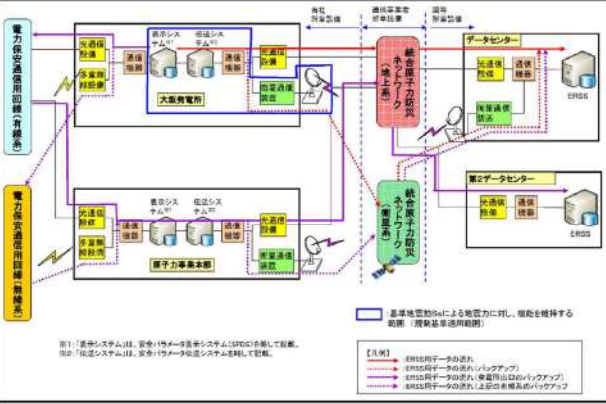
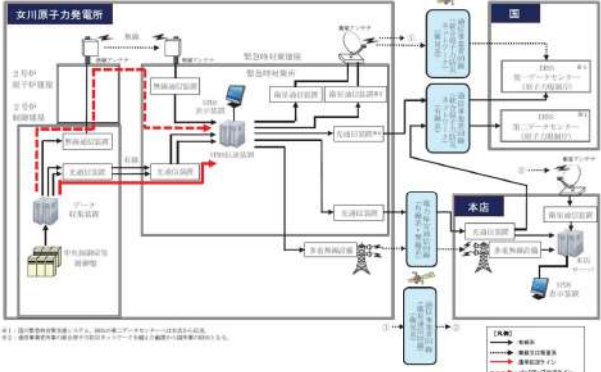
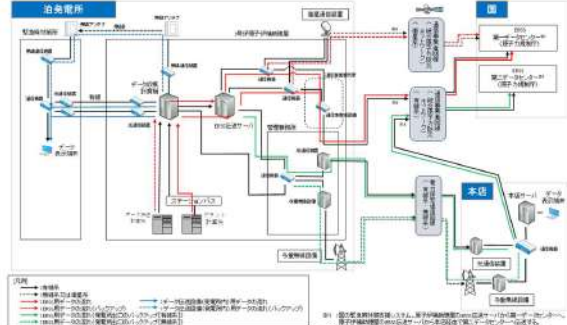
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>		<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>
<p>図5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所2/2）</p>		<p>第2.3-3 図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>2.4 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク (有線系及び衛星系) に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) 及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線 (衛星系) にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第 2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、2 号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。</p> <p>万一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外)</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備 (発電所内) を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及び ERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備 (発電所外) を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備 (発電所外) は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク (有線系及び衛星系) に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) 及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線 (衛星系) にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第 2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備 (発電所内) における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3 号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。</p> <p>万一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容 (当ページ)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一 (万一)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉 	女川原子力発電所2号炉 	泊発電所3号炉 	相違理由 DB/SAに係る内容(当図)
<p>図6 データ伝送設備（発電所外）の概要</p>	<p>第2.4-1図 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要</p>	<p>第2.4-1図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉					
2.2 多様性を確保した専用通信回線					
通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる。					
設備ごとに接続する通信回線について表1に記載し、その概要を図7に示す。					
表1 多様性を確保した専用通信回線					
主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	必要容量	回線容量
保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	<無線系> 52Mbps <有線系> 512Kbps 64Kbps×8回線	>60Mbps
		無線系(多量無線) 2方向	○ ◎		60Mbps
衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	96kpbs (32kpbs×3台=96kpbs)	96kpbs
衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	32kpbs	32kpbs
社内テレビ会議システム	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	2Mbps	10Mbps
		通信事業者回線	衛星系	○ ◎	384kpbs
加入電話 (災害時優先電話)	通信事業者回線	有線系(タルケーブル)	- △	10台	-
携帯電話 (災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	- △	15台	-
衛星電話	通信事業者回線	衛星系	- ○	8kpbs	144kpbs
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	有線系(光ケーブル)	○ ◎	472kpbs ^{※1} TV会議 384kpbs 1台 IP電話 88kpbs 1台 IP-FAX 2 ^{※1} 1台	5Mbps
				無線系	○ ◎
データ伝送設備(発電所外)	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	730kpbs	100Mbps
		無線系(多量無線) 2方向	○ ◎	730kpbs	1.5Mbps
緊急時衛星連絡システム	通信事業者回線	有線系(光ケーブル)	○ ◎	40kpbs ^{※2}	5Mbps
		無線系	○ ◎	40kpbs ^{※2}	340kpbs
無線伝送装置	無線回線	無線系	- ○	64kpbs	144kpbs

女川原子力発電所2号炉					
2.5 多様性を確保した通信回線					
通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。					
なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。					
第2.5-1表 多様性を確保した通信回線					
通信回線種別	主要設備	機能	専用	制限	
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} 社内テレビ会議システム データ伝送設備	固定電話機、FAX FAX テレビ会議 データ伝送	電話 FAX ○ ◎ ○ ◎	
	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備	固定電話機、FAX FAX SPDS 伝送装置	電話 FAX ○ ◎ ○ ◎	
	有線系回線(タルケーブル)	局線加入電話設備 (災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	電話 FAX	
	無線系回線(メタルケーブル)	局線加入電話設備 (災害時優先契約なし)	加入電話機 加入FAX	電話 FAX	
通信事業者回線	無線系回線	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備	電話	
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星電話設備(携帯型) 衛星保安電話(固定型) テレビ会議 データ伝送	電話 ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	
	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備	専用電話設備	電話	
	無線系回線	専用電話設備	専用電話設備	電話	
通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信 連絡設備	IP電話 テレビ会議システム IP-FAX テレビ会議システム	電話 ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	
	無線系回線		IP-FAX	FAX	
	有線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	SPDS 伝送装置	データ伝送	
	無線系回線				

泊発電所3号炉					
2.5 多様性を確保した通信回線					
通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。					
なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。					
第2.5-1表 多様性を確保した専用通信回線					
通信回線種別	主要設備	機能	専用	制限	
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備 ^{※1} データ伝送設備(発電所外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) PBX 伝送サーバ	電話 ○ ◎ データ伝送	
	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用電話設備 ^{※1} データ伝送設備(発電所外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) EBS 伝送サーバ	電話 ○ ◎ データ伝送	
通信事業者回線	有線系回線(メタルケーブル)	電力保安通信用電話設備	専用電話	電話	
		加入電話設備 (災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	電話 FAX	
	無線系回線(光ケーブル)	加入電話設備 (災害時優先契約なし)	加入電話機 加入FAX	電話 FAX	
		専用電話設備	専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	電話 FAX	
通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	社内テレビ会議システム	テレビ会議	○ ◎	
	無線系回線	携帯電話 (災害時優先契約あり)	携帯電話	電話	
	衛星系回線	衛星電話設備 衛星FAX	衛星電話 衛星FAX	電話 FAX	
	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた 通信連絡設備	IP電話 テレビ会議システム IP-FAX テレビ会議システム	電話 ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	
無線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備(発電所外)	EBS 伝送サーバ	データ伝送	○ ◎	

DBに係る内容(当ページ)
 【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)
 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線
 【大飯】記載表現の相違・女川・泊では必ずしも専用の通信回線ではないことから、通信回線と記載。
 【大飯】記載方針の相違(女川審査実績を反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

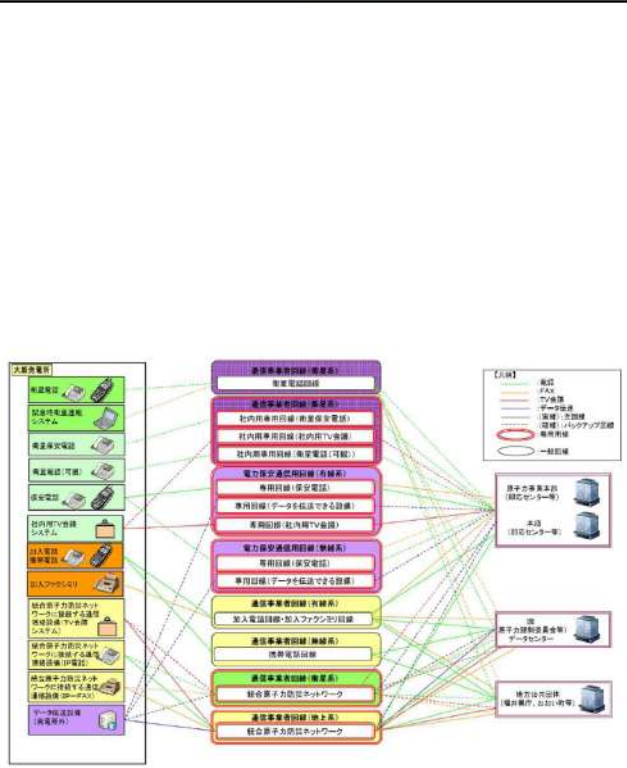
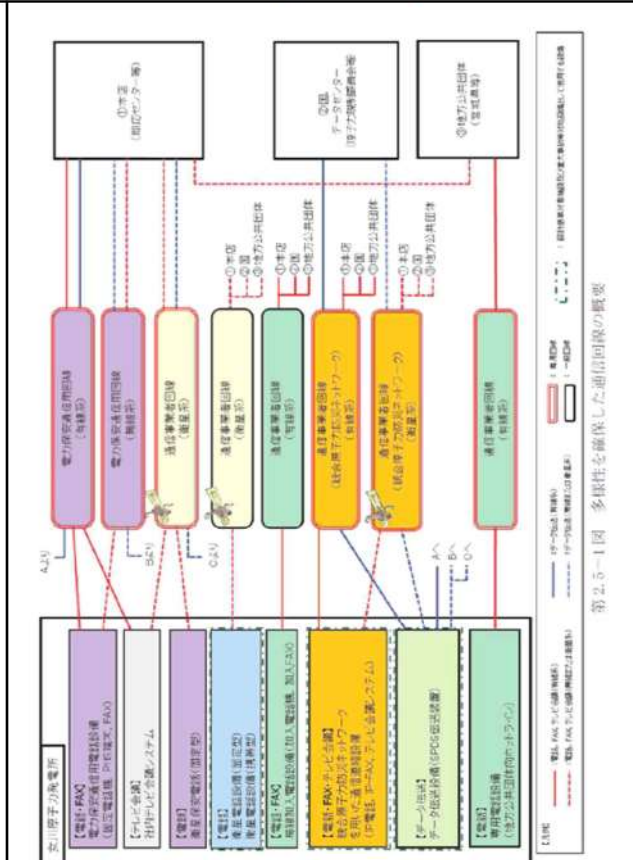


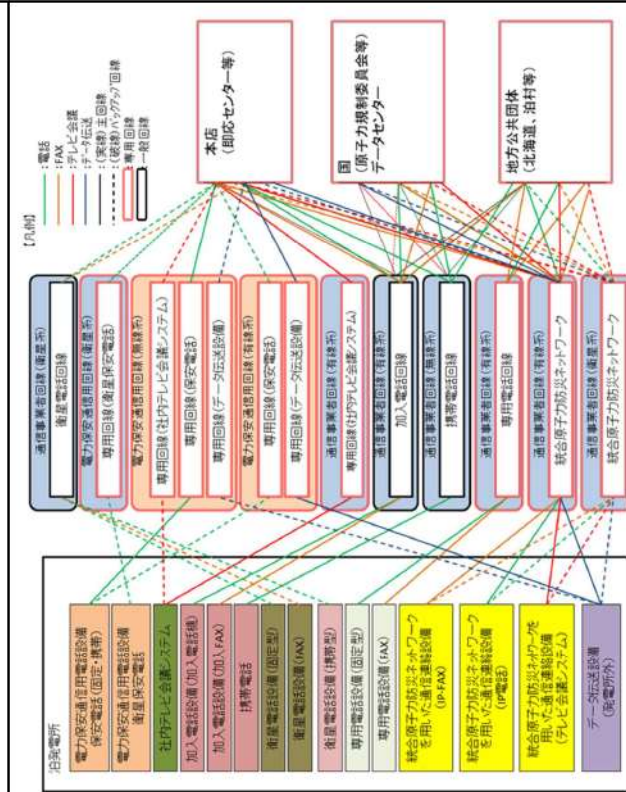
図7 多様性を確保した専用通信回線概要

女川原子力発電所2号炉



第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要

泊発電所3号炉



第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要

相違理由

DBに係る内容（当ペー

ジ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p> <p>図8は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源供給系統を示している。図には、非常用所内電源（4-202）、非常用所内電源（4-402）、非常用所内電源（4-2A）、非常用所内電源（4-4A）、非常用所内電源（4-202）、非常用所内電源（4-402）などの電源が示されている。また、保安電話、運転指令設備（S、4号）、飛行記録装置、衛星電話（固定）などの通信連絡設備も示されている。図の下部には、保安電話、運転指令設備（S、4号）、飛行記録装置、衛星電話（固定）などの通信連絡設備の電源供給系統が示されている。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室 中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。 また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-1図は、女川原子力発電所2号炉の中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、保安電話、運転指令設備（ハンドセット）、運転指令設備（スピーカ）、衛星電話設備（固定型）、飛行記録装置などの通信連絡設備が示されている。また、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、ガスタービン発電機、電源車などの電源設備も示されている。図の下部には、保安電話、運転指令設備（ハンドセット）、運転指令設備（スピーカ）、衛星電話設備（固定型）、飛行記録装置などの通信連絡設備の電源供給系統が示されている。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室 中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における衛星電話設備（固定型）は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。 また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表に示す。</p> <p>第2.6-1図は、泊発電所3号炉の中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、保安電話、運転指令設備（ハンドセット）、運転指令設備（スピーカ）、衛星電話設備（固定型）、飛行記録装置などの通信連絡設備が示されている。また、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、代替非常用発電機、可搬型代替電源車などの電源設備も示されている。図の下部には、保安電話、運転指令設備（ハンドセット）、運転指令設備（スピーカ）、衛星電話設備（固定型）、飛行記録装置などの通信連絡設備の電源供給系統が示されている。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・女川・泊ともに、大飯と同様DBの通信連絡設備の電源にくわえ、SA時の通信連絡設備の電源についても記載している（実質同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備及び運転指令設備は代替電源からの給電する設計としていない。（大飯同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)</p>	<p>(2) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>(2) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表及び第2.6-2表に示す。</p> <p>第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第2.6-3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。</p> <p>【大飯】設計方針の相違（女川審査実績を反映） ・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉
 表2 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(1/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備	
通信設備 (発電所内)	事故一斉放送設備	事故一斉放送設備	なし	
	遠隔指令設備	1号及び2号炉送受設備 3号及び4号炉送受設備	非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2}	なし
	電力保安設備用 電話設備	保安電話	非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2} 充電機	固定 空方式非常用充電機 ^{※3} 充電機
	移行型連絡設備	移行型連絡装置	乾電池	乾電池 ^{※4}
	トランシーバー		乾電池又は乾電池	乾電池又は乾電池
	携帯電話	固定 携帯	固定 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2} 充電機	固定 空方式非常用充電機 ^{※3} 携帯 充電機
	インターフォン		乾電池	乾電池 ^{※4}
	無線連絡設備		固定 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2} 電源車(緊急時対策用)(DB) 無線 移動式無線連絡装置(七二〇系)の専用蓄電池	なし
	データ伝送設備 (発電所内)	安全ハルメータ表示システム(SPOS)	非常用内用電源	空方式非常用充電機 ^{※3}
		SPOS表示装置	電源車(緊急時対策用)(DB)、 端末設備用無停電電源装置 ^{※5}	電源車(緊急時対策用)

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備	
通信設備 (発電所外)	加入電話	平素(通常事業用交換機)に給電	なし	
	加入ファクシミリ	電話車(緊急時対策用)(DB)	なし	
	携帯電話	充電機	なし	
	電力保安設備用 電話設備	保安電話	固定 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2} 充電機	固定 空方式非常用充電機 ^{※3} 携帯 充電機
	携帯電話	固定 携帯	固定 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2} 充電機	固定 空方式非常用充電機 ^{※3} 携帯 充電機
	衛星電話	可能	端末設備用無停電電源装置 ^{※5} 電源車(緊急時対策用)(DB) 電源車(緊急時対策用)(DB)	電源車(緊急時対策用)
	社内TV会議システム		電源車(緊急時対策用)(DB)	なし
	無線連絡設備		固定 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※1} 非常用内用電源、通信用無停電電源装置 ^{※2} 電源車(緊急時対策用)(DB) 無線 移動式無線連絡装置(七二〇系)の専用蓄電池	なし
	統合電子力防衛 ネットワークに接続する 遠隔連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX	電源車(緊急時対策用)(DB)、 端末設備用無停電電源装置 ^{※5}	電源車(緊急時対策用)
	遠隔連絡設備	緊急時搬送連絡 システム	電源車(緊急時対策用)(DB)、 端末設備用無停電電源装置 ^{※5} 無線連絡用無停電電源装置 ^{※6}	電源車(緊急時対策用)、 ネットワーク蓄電池 ^{※7}

女川原子力発電所2号炉
 第2.6-1表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備 (通信用無停電電源装置)	代替電源設備
発電所内	加入電話設備	非常用電源設備	充電機
	加入ファクシミリ	非常用電源設備	充電機
	携帯電話	非常用電源設備	充電機
	電力保安設備用 電話設備	非常用電源設備	充電機
	携帯電話	非常用電源設備	充電機
	衛星電話	非常用電源設備	充電機
	社内TV会議システム	非常用電源設備	充電機
	無線連絡設備	非常用電源設備	充電機
	統合電子力防衛 ネットワークに接続する 遠隔連絡設備	非常用電源設備	充電機
	遠隔連絡設備	非常用電源設備	充電機

第2.6-2表 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備（その1）

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備 (通信用無停電電源装置)	代替電源設備
発電所内	加入電話設備	非常用電源設備	充電機
	加入ファクシミリ	非常用電源設備	充電機
	携帯電話	非常用電源設備	充電機
	電力保安設備用 電話設備	非常用電源設備	充電機
	携帯電話	非常用電源設備	充電機
	衛星電話	非常用電源設備	充電機
	社内TV会議システム	非常用電源設備	充電機
	無線連絡設備	非常用電源設備	充電機
	統合電子力防衛 ネットワークに接続する 遠隔連絡設備	非常用電源設備	充電機
	遠隔連絡設備	非常用電源設備	充電機

第2.6-2表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備
加入電話設備	加入電話機	不要 (通信事業者交換機より給電)	-
加入ファクシミリ	加入FAX	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
携帯電話		充電式電池 ^{※1}	-
電力保安設備用 電話設備	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 衛星送受電話	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2} 充電式電池 ^{※1}	-
専用電話設備	専用電話	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2}	-
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(FAX)	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
衛星電話設備	衛星電話設備(携帯型)	充電式電池 ^{※1}	充電式電池 ^{※1}
統合電子力防衛 ネットワークを 用いた遠隔連絡 設備	IP電話 IP-FAX	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
社内テレビ会議システム		非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
移動無線設備	移動無線設備(固定型) 移動無線設備(車載型)	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2} 無停電電源(放射線計測車の専用 蓄電池)	-

泊発電所3号炉
 第2.6-1表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備
通信設備 (発電所内)	遠隔指令設備	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	-
	電力保安設備用 電話設備	保安電話(固定) 保安電話(携帯)	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2} 充電式電池 ^{※4}
	移動無線設備	移動無線設備(固定型) 移動無線設備(車載型)	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2} 無停電電源(放射線計測車の専用 蓄電池)
	無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型)	充電式電池 ^{※1} 又は乾電池 ^{※1}
	移行型連絡装置		乾電池 ^{※1}
	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型) 衛星電話設備(携帯型)	非常用電源設備 無停電電源(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 可搬型代替電源車(可搬型代替交流電源設 備)
	テレビ会議システム (指揮所・待機所)		充電式電池 ^{※1}
	インターフォン		充電式電池 ^{※1}

第2.6-2表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

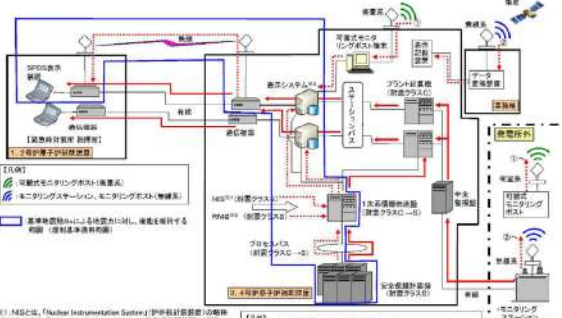
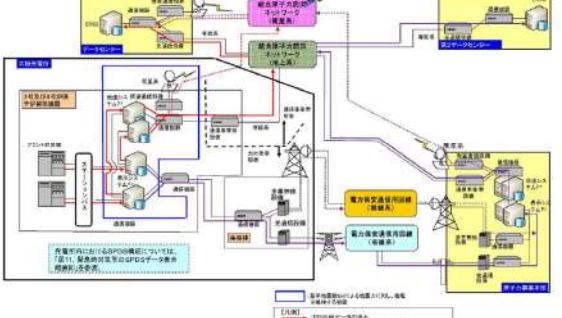
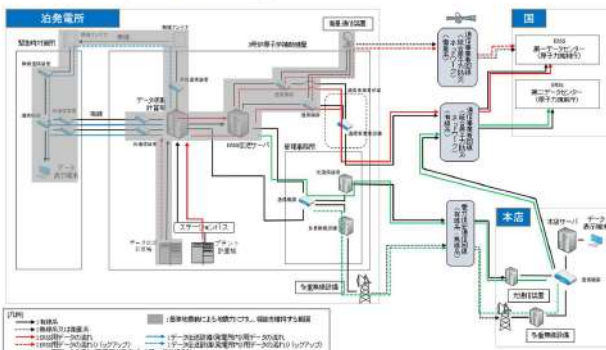
通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備
加入電話設備	加入電話機	不要 (通信事業者交換機より給電)	-
加入ファクシミリ	加入FAX	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
携帯電話		充電式電池 ^{※1}	-
電力保安設備用 電話設備	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 衛星送受電話	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2} 充電式電池 ^{※1}	-
専用電話設備	専用電話	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2}	-
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(FAX)	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
衛星電話設備	衛星電話設備(携帯型)	充電式電池 ^{※1}	充電式電池 ^{※1}
統合電子力防衛 ネットワークを 用いた遠隔連絡 設備	IP電話 IP-FAX	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
社内テレビ会議システム		非常用電源設備 無停電電源	代替非常用充電機(兼代替交流電源設備) 緊急時対策用充電機(緊急時対策用) 替交流電源設備
移動無線設備	移動無線設備(固定型) 移動無線設備(車載型)	非常用電源設備 無停電電源 ^{※2} 無停電電源(放射線計測車の専用 蓄電池)	-

【女川】記載方針の相違
 ・女川は発電所内・発電
 所内外・発電所外で整理
 されているが、泊は通信
 連絡設備（発電所内・
 外）、データ伝送設備（発
 電所内・外）で整理して
 いる

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p>第2.6-3表 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備（その2）</p> <table border="1" data-bbox="719 204 1319 424"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>非常用電源設備 又は無停電電源等</th> <th>代替電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所内</td> <td>データ収集設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>データ伝送設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：充電式電池により1時間連続使用可能。また、1日1回補充し、1日1回充電式電池と交換することにより7日間以上連続して連続使用可能であり、使用後に充電式電池の充電設備にて充電可能。</p> <p>■：設計基準対象施設及び重大事故対応設備として使用する設備 ■：重大事故対応設備</p> <p>第2.6-4表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備</p> <table border="1" data-bbox="719 635 1319 855"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>非常用電源設備 又は無停電電源等</th> <th>代替電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所内</td> <td>遠隔地大規模設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>総合型大規模システム 生じた通信連絡設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>社内システム用システム</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>遠隔地通信専用電話設備</td> <td>ボルトン 非常用電源</td> <td>ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：設計基準対象施設及び重大事故対応設備として使用する設備 ■：重大事故対応設備</p>	通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備	発電所内	データ収集設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	データ伝送設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	データ表示端末	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	データ収集計算機	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	発電所外	データ伝送設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	データ収集計算機	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備	発電所内	遠隔地大規模設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	総合型大規模システム 生じた通信連絡設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	専用電話設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	社内システム用システム	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	遠隔地通信専用電話設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）	<p>第2.6-3表 データ伝送設備（発電所内）の電源設備</p> <table border="1" data-bbox="1350 204 1951 437"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>非常用電源設備 又は無停電電源等</th> <th>代替電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 （発電所内）</td> <td>データ表示端末</td> <td>非常用電源設備 無停電電源^{※1}</td> <td>代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 緊急時対応用発電機（緊急時対応用代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>非常用電源設備 無停電電源^{※1}</td> <td>代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：充電式電池は、代替非常用発電機又は緊急時対応用発電機から充電可能であり、使用時間を延長できる。 ※2：蓄電池（非常用）にて約8時間使用可能。</p> <p>■：設計基準対象施設及び重大事故対応設備として使用する設備 ■：重大事故対応設備</p> <p>第2.6-4表 データ伝送設備（発電所外）の電源設備</p> <table border="1" data-bbox="1350 644 1951 877"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>非常用電源設備 又は無停電電源等</th> <th>代替電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 （発電所外）</td> <td>データ収集計算機</td> <td>非常用電源設備 無停電電源^{※1}</td> <td>代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）</td> </tr> <tr> <td>ERSS伝送サーバ</td> <td>非常用電源設備 無停電電源^{※1}</td> <td>代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（非常用）にて約8時間使用可能。</p> <p>■：設計基準対象施設及び重大事故対応設備として使用する設備 ■：重大事故対応設備</p>	通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備	データ伝送設備 （発電所内）	データ表示端末	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 緊急時対応用発電機（緊急時対応用代替交流電源設備）	データ収集計算機	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）	通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備	データ伝送設備 （発電所外）	データ収集計算機	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）	ERSS伝送サーバ	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している</p>
通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備																																																																		
発電所内	データ収集設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	データ伝送設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	データ表示端末	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	データ収集計算機	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
発電所外	データ伝送設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	データ収集計算機	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備																																																																		
発電所内	遠隔地大規模設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	総合型大規模システム 生じた通信連絡設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	専用電話設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	社内システム用システム	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
遠隔地通信専用電話設備	ボルトン 非常用電源	ボルトン-非常用電源（常設代替交流電源設備） 蓄電池（緊急時対応用）（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																			
通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備																																																																		
データ伝送設備 （発電所内）	データ表示端末	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 緊急時対応用発電機（緊急時対応用代替交流電源設備）																																																																		
	データ収集計算機	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）																																																																		
通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備																																																																		
データ伝送設備 （発電所外）	データ収集計算機	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）																																																																		
	ERSS伝送サーバ	非常用電源設備 無停電電源 ^{※1}	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>  <p>図11 緊急時対策所のSPDSデータ表示概要図</p>  <p>図12 緊急時対策支援システム（ERSS）等へ伝送できる設備概要</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7-1図に示す。</p>  <p>第2.7-1図 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震性の概要</p>	<p>相違理由</p> <p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】記載方針の相違（大阪審査実績の反映） ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大阪審査実績を踏まえ、本項に記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカー設計が同様である大阪の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>（女川に記載がないため、大阪との相違識別）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・大阪：SPDSデータ、泊：SPDSパラメータ</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 大阪ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉			
主要設備	台数・設置場所	新規規準要求 既設 新規	写真
事故一斉放送装置	1式	○	 運転指令装置のスピーカーを使用

表1 警報装置

主要設備	台数・設置場所	新規規準要求 既設 新規	写真
運転指令装置	1. 2号炉 送受装置 緊急時対策用 指操所 : 1台 事務所等 : 119台	○	
電力保安通信用 電話設備 ^{※1}	3. 4号炉 送受装置 全体台数：270台 中央制御室 : 14台 事務所等 : 256台	○	 送受装置 スピーカー
保安電話 (固定)	全体台数：約580台 緊急時対策所 指操所 : 2台 中央制御室 : 7台 事務所等 : 571台	○	
保安電話 (携帯)	全体台数：約890台 緊急時対策所 指操所 : 10台 緊急時対策所 待機場所 : 4台 中央制御室 : 8台 事務所等 : 868台	○	
トランシーバー	全体台数：33台（予備3台含む） 緊急時対策所 指操所 : 3台（予備3台）	○	
訓練連絡装置	全体台数：2台 ^{※2} 緊急時対策所 指操所 : 1台 移動式放射能測定装置(モニタ車) : 1台	△	 移動式放射能測定装置

※1：発電所内用のみ。
 ※2：緊急時対策用指操所は固定型。移動式放射能測定装置(モニタ車)には半固定型設置。
 ○：既設 △：種別異なりでなく、自主的に設置している設備。

表2 発電所内の通信設備（発電所内）（1/2）

女川原子力発電所2号炉				
主要設備	台数・保管場所	新規規準要求		写真
		既設	新規	
送受装置 (ヘビージンド) (警報装置を含む)	527台 ・中央制御室：17台 ・緊急時対策所：2台 ・事務所等：508台	○		
	930台 ・中央制御室：11台 ・緊急時対策所：2台 ・事務所等：922台	○		

参考1 通信連絡設備の一覧
 発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。
 通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。
 重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。
 保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。

参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））
 通信連絡設備（発電所内）（1/4）

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

主要設備	台数・保管場所	新規規準要求		写真
		既設	新規	
固定電話機	329台 ・中央制御室：8台 ・緊急時対策所：12台 ・事務所等：312台	○		
電力保安通信用 電話設備 [※]	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務所等：489台	○		
FAX	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務所等：10台	○		

※：発電所内用と発電所外用で共用
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）（2/4）

泊発電所3号炉				相違理由
主要設備	台数・保管場所	新規規準要求 既設 新規	写真	
運転指令装置 (警報装置を含む)	ハンドセル 182台 ・5号機 指操 184台 ・中央制御室 4台 ・緊急時対策所 2台	○		DB/SAに係る内容（当ページ）
	スピーカ 1式	○		
電力保安通信用 電話設備 ^{※1}	保安電話(固定) 約400台 ・発電所内 約400台	○		
	保安電話(携帯) 約1,600台 ・発電所内 約1,400台 ・充電機 約200台	○		
携帯型送受装置	携帯型送受装置 26台（予備 12台含む） ・中央制御室 12台 ・中央制御室付機 12台	○		【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・大飯は警報装置を独立して表に記載 ・表構成の相違
	送受装置用ケーブル 28台 ・中央制御室付機 28台	○		
普通電話設備	普通電話設備(固定型) 8台 ^{※1} ・緊急時対策所 3台 ・中央制御室 1台	○		
	普通電話設備(携帯型) 29台 ^{※1} ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 15台 ・浜島車庫、可成り等 12台 充電機 29台	○		
無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型) 7台 ・浜島車庫 7台	○		
	無線連絡設備(固定型) 1台 ・緊急時対策所 1台	○		
移動型連絡設備	移動型連絡設備(携帯型) 1台 ・送受装置用車 1台	○		

参考1 通信連絡設備の一覧
 発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。
 通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。
 重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。
 保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。

参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））
 通信連絡設備（発電所内）

（注1）：発電所内と発電所外で共用
 （注2）：設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所 3 / 4 号炉				女川原子力発電所 2 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由																																																																																												
<p>表 3 発電所内の通信設備 (発電所内) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>台数・設置場所</th> <th>新規別標準 既存</th> <th>新規</th> <th>写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機行型通話装置</td> <td> 機行型通話装置 全体台数：38台 (予備9台含む) 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：1台 事務棟等：16台 </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td> <td> 全体台数：20台 原子炉補助建屋：11台 事務棟等：9台 </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話^{※1}</td> <td> 固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 中央制御室：5台 (予備5台) </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 携帯 全体台数：39台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車)：1台 事務棟等：16台 </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td> 全体台数：6台 (予備2台含む) 緊急時対策所 指揮所：2台 (予備1台) 緊急時対策所 待機場所：2台 (予備1台) </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内専用を含む。</p>												主要設備	台数・設置場所	新規別標準 既存	新規	写真	機行型通話装置	機行型通話装置 全体台数：38台 (予備9台含む) 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：1台 事務棟等：16台	○			通話装置用ケーブル	全体台数：20台 原子炉補助建屋：11台 事務棟等：9台	○			衛星電話 ^{※1}	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 中央制御室：5台 (予備5台)	○				携帯 全体台数：39台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車)：1台 事務棟等：16台	○			インターフォン	全体台数：6台 (予備2台含む) 緊急時対策所 指揮所：2台 (予備1台) 緊急時対策所 待機場所：2台 (予備1台)	○			<p>通信連絡設備 (発電所内) (3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・保管場所</th> <th colspan="2">新規別標準</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機行型通話装置</td> <td> 38台 (中央制御室：10台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：10台) </td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中継用ケーブルドラム</td> <td> 5台 (中央制御室：3台 ・緊急時対策所：2台) </td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線設備 (固定型)</td> <td> 5台 (中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：3台) </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線設備 (車載型)</td> <td> 1台 ・放射能観測車 </td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td> 7台 (中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台) </td> <td></td> <td>○</td> <td> 無線連絡設備用アンテナ 【イメージ】 </td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td> 43台 (中央制御室：5台 ・緊急時対策所：38台) </td> <td></td> <td>○</td> <td> 【イメージ】 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>				主要設備	台数・保管場所	新規別標準		写真	既存	新規	機行型通話装置	38台 (中央制御室：10台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：10台)		○		中継用ケーブルドラム	5台 (中央制御室：3台 ・緊急時対策所：2台)		○		移動無線設備 (固定型)	5台 (中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：3台)	○			移動無線設備 (車載型)	1台 ・放射能観測車	○			無線連絡設備 (固定型)	7台 (中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)		○	 無線連絡設備用アンテナ 【イメージ】	無線連絡設備 (携帯型)	43台 (中央制御室：5台 ・緊急時対策所：38台)		○	 【イメージ】	<p>通信連絡設備 (発電所内) (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・保管場所</th> <th colspan="2">新規別標準</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備[※] (固定型)</td> <td> 7台 (中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台) </td> <td></td> <td>○</td> <td> 衛星電話設備用アンテナ 【イメージ】 </td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td> 19台 (中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台) </td> <td></td> <td>○</td> <td> 【イメージ】 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：発電所内と発電所外で共用 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>				主要設備	台数・保管場所	新規別標準		写真	既存	新規	衛星電話設備 [※] (固定型)	7台 (中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)		○	 衛星電話設備用アンテナ 【イメージ】	衛星電話設備 (携帯型)	19台 (中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台)		○	 【イメージ】	<p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・構成の相違</p>
主要設備	台数・設置場所	新規別標準 既存	新規	写真																																																																																																				
機行型通話装置	機行型通話装置 全体台数：38台 (予備9台含む) 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：1台 事務棟等：16台	○																																																																																																						
通話装置用ケーブル	全体台数：20台 原子炉補助建屋：11台 事務棟等：9台	○																																																																																																						
衛星電話 ^{※1}	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 中央制御室：5台 (予備5台)	○																																																																																																						
	携帯 全体台数：39台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車)：1台 事務棟等：16台	○																																																																																																						
インターフォン	全体台数：6台 (予備2台含む) 緊急時対策所 指揮所：2台 (予備1台) 緊急時対策所 待機場所：2台 (予備1台)	○																																																																																																						
主要設備	台数・保管場所	新規別標準		写真																																																																																																				
		既存	新規																																																																																																					
機行型通話装置	38台 (中央制御室：10台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：10台)		○																																																																																																					
中継用ケーブルドラム	5台 (中央制御室：3台 ・緊急時対策所：2台)		○																																																																																																					
移動無線設備 (固定型)	5台 (中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：3台)	○																																																																																																						
移動無線設備 (車載型)	1台 ・放射能観測車	○																																																																																																						
無線連絡設備 (固定型)	7台 (中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)		○	 無線連絡設備用アンテナ 【イメージ】																																																																																																				
無線連絡設備 (携帯型)	43台 (中央制御室：5台 ・緊急時対策所：38台)		○	 【イメージ】																																																																																																				
主要設備	台数・保管場所	新規別標準		写真																																																																																																				
		既存	新規																																																																																																					
衛星電話設備 [※] (固定型)	7台 (中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)		○	 衛星電話設備用アンテナ 【イメージ】																																																																																																				
衛星電話設備 (携帯型)	19台 (中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台)		○	 【イメージ】																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																			
<p>表4 発電所外の通信設備 (発電所外) (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>台数・設置場所</th> <th>連絡先 社内 社外</th> <th>新規格基準 既存 新規</th> <th>写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力保安 通信用電話 設備</td> <td>全体台数：約500台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安電話 (携帯)</td> <td>全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：888台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> <td>全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>可搬 全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台 (予備1台)</td> <td>○ ○</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>全体台数：25台 (10台)^{※1} 緊急時対策所 指揮所：5台 (5台)^{※2} 中央制御室：1台 (1台)^{※2} 事務所等：17台 (4台)^{※2}</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>全体台数：18台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台</td> <td>○ ○</td> <td>△</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内用を含む。 ※2：災害時保安電話の台数を再掲。 △：規制基準を定めて、事実上設置している設備。</p>		主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規格基準 既存 新規	写真	電力保安 通信用電話 設備	全体台数：約500台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○ ○	○ ○		保安電話 (携帯)	全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：888台	○ ○	○ ○		衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台	○ ○	○ ○		衛星電話	可搬 全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台 (予備1台)	○ ○	△		加入電話	全体台数：25台 (10台) ^{※1} 緊急時対策所 指揮所：5台 (5台) ^{※2} 中央制御室：1台 (1台) ^{※2} 事務所等：17台 (4台) ^{※2}	○ ○	○ ○		加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○ ○	△		<p>参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外)) 通信連絡設備 (発電所外) (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・保管場所</th> <th colspan="2">新規格基準 既存 新規</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信 電話設備*</td> <td>固定電話機 329台 (中央制御室：5台 緊急時対策所：12台 事務棟屋等：312台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PHS端末 507台 (中央制御室：6台 緊急時対策所：12台 事務棟屋等：489台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX 12台 (中央制御室：1台 緊急時対策所：1台 事務棟屋等：10台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話 (固定型) 2台 (緊急時対策所：1台 事務棟屋：1台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：発電所内と発電所外で共用 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>		主要設備	台数・保管場所	新規格基準 既存 新規		写真	○	○	電力保安通信 電話設備*	固定電話機 329台 (中央制御室：5台 緊急時対策所：12台 事務棟屋等：312台)	○			PHS端末 507台 (中央制御室：6台 緊急時対策所：12台 事務棟屋等：489台)	○			FAX 12台 (中央制御室：1台 緊急時対策所：1台 事務棟屋等：10台)	○			衛星保安電話 (固定型) 2台 (緊急時対策所：1台 事務棟屋：1台)	○			<p>参考第1-2表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外)) 通信連絡設備 (発電所外) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・保管場所</th> <th colspan="2">新規格基準 既存 新規</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信 電話設備</td> <td>保安電話 (固定) 約400台 ・発電所内 約400台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安電話 (携帯) 約1,600台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,600台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話 1台 ・中央制御室 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加入電話設備</td> <td>加入電話機 2台 ・緊急時対策所 2台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入FAX 1台 ・緊急時対策所 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯電話</td> <td>携帯電話 72台 充電器 72台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型) 4台^(注1) ・緊急時対策所 3台 ・中央制御室 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (FAX) 1台 ・緊急時対策所 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型) 29台^(注1) ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 15台 ・消防車庫、守衛所等 12台 充電器 29台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>社内テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策所 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		主要設備	台数・保管場所	新規格基準 既存 新規		写真	○	○	電力保安通信 電話設備	保安電話 (固定) 約400台 ・発電所内 約400台	○			保安電話 (携帯) 約1,600台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,600台	○			衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所 1台	○			専用電話 1台 ・中央制御室 1台	○			加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所 2台	○			加入FAX 1台 ・緊急時対策所 1台	○			携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○			衛星電話設備 (固定型) 4台 ^(注1) ・緊急時対策所 3台 ・中央制御室 1台	○			衛星電話設備	衛星電話設備 (FAX) 1台 ・緊急時対策所 1台	○			衛星電話設備 (携帯型) 29台 ^(注1) ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 15台 ・消防車庫、守衛所等 12台 充電器 29台	○			社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策所 1台	○			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違 DB/SAに係る内容 (当ペ ージ)</p>
主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規格基準 既存 新規	写真																																																																																																																					
電力保安 通信用電話 設備	全体台数：約500台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
保安電話 (携帯)	全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：888台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
衛星電話	可搬 全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台 (予備1台)	○ ○	△																																																																																																																						
加入電話	全体台数：25台 (10台) ^{※1} 緊急時対策所 指揮所：5台 (5台) ^{※2} 中央制御室：1台 (1台) ^{※2} 事務所等：17台 (4台) ^{※2}	○ ○	○ ○																																																																																																																						
加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○ ○	△																																																																																																																						
主要設備	台数・保管場所	新規格基準 既存 新規		写真																																																																																																																					
		○	○																																																																																																																						
電力保安通信 電話設備*	固定電話機 329台 (中央制御室：5台 緊急時対策所：12台 事務棟屋等：312台)	○																																																																																																																							
	PHS端末 507台 (中央制御室：6台 緊急時対策所：12台 事務棟屋等：489台)	○																																																																																																																							
	FAX 12台 (中央制御室：1台 緊急時対策所：1台 事務棟屋等：10台)	○																																																																																																																							
	衛星保安電話 (固定型) 2台 (緊急時対策所：1台 事務棟屋：1台)	○																																																																																																																							
主要設備	台数・保管場所	新規格基準 既存 新規		写真																																																																																																																					
		○	○																																																																																																																						
電力保安通信 電話設備	保安電話 (固定) 約400台 ・発電所内 約400台	○																																																																																																																							
	保安電話 (携帯) 約1,600台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,600台	○																																																																																																																							
	衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所 1台	○																																																																																																																							
	専用電話 1台 ・中央制御室 1台	○																																																																																																																							
加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所 2台	○																																																																																																																							
	加入FAX 1台 ・緊急時対策所 1台	○																																																																																																																							
携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○																																																																																																																							
	衛星電話設備 (固定型) 4台 ^(注1) ・緊急時対策所 3台 ・中央制御室 1台	○																																																																																																																							
衛星電話設備	衛星電話設備 (FAX) 1台 ・緊急時対策所 1台	○																																																																																																																							
	衛星電話設備 (携帯型) 29台 ^(注1) ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 15台 ・消防車庫、守衛所等 12台 充電器 29台	○																																																																																																																							
社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策所 1台	○																																																																																																																							
<p>表5 発電所外の通信設備 (発電所外) (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>台数・設置場所</th> <th>連絡先 社内 社外</th> <th>新規格基準 既存 新規</th> <th>写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話</td> <td>全体台数：83台 (15台)^{※1}</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合原子力 防災ネット ワークに 接続する</td> <td>TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備</td> <td>IP電話 全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話*</td> <td>固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯 全体台数：38台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射線測定装置 (花ニラ車)：1台 事務所等：16台</td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内用を含む。 ※2：災害時保安電話の台数を再掲。</p>		主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規格基準 既存 新規	写真	携帯電話	全体台数：83台 (15台) ^{※1}	○ ○	○ ○		総合原子力 防災ネット ワークに 接続する	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台	○ ○	○ ○		通信連絡設備	IP電話 全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台	○ ○	○ ○		IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台	○ ○	○ ○		衛星電話*	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)	○ ○	○ ○		携帯 全体台数：38台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射線測定装置 (花ニラ車)：1台 事務所等：16台	○ ○	○ ○																																																																																								
主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規格基準 既存 新規	写真																																																																																																																					
携帯電話	全体台数：83台 (15台) ^{※1}	○ ○	○ ○																																																																																																																						
総合原子力 防災ネット ワークに 接続する	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
通信連絡設備	IP電話 全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
	IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
衛星電話*	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)	○ ○	○ ○																																																																																																																						
	携帯 全体台数：38台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射線測定装置 (花ニラ車)：1台 事務所等：16台	○ ○	○ ○																																																																																																																						
				<p>(注1)：発電所内と発電所外で共用 (注2)：設計基準事故時及び重大事故等ともに使用する。 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由																																																																								
<p>表 6 発電所外の通信設備 (発電所外) (3 / 3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">新規制基準</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>社内</th> <th>社外</th> <th>既設</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>全体台数：4台 緊急時対策所 指播所 : 1台 事務棟等 : 3台</td> <td>○</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指播所 : 1台 (予備1台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>全体台数：2台※1 緊急時対策所 指播所 : 1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車) : 1台</td> <td>○※2</td> <td></td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所指播所は固定型、移動式放射能測定装置(モニタ車)には無線型を指播。 ※2 無線通信装置は、緊急時対策指播所と移動式放射能測定装置(モニタ車)間の連絡に用いる。 <凡例> ○：規制基準を満足、自主的に設置している機器。 △：規制基準を満足せず、自主的に設置している機器。</p>							主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真	社内	社外	既設	新規	社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策所 指播所 : 1台 事務棟等 : 3台	○		△	△		緊急時衛星通報システム	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指播所 : 1台 (予備1台)	○			○		無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策所 指播所 : 1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車) : 1台	○※2		△																																										
主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真																																																																								
		社内	社外	既設	新規																																																																									
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策所 指播所 : 1台 事務棟等 : 3台	○		△	△																																																																									
緊急時衛星通報システム	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指播所 : 1台 (予備1台)	○			○																																																																									
無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策所 指播所 : 1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車) : 1台	○※2		△																																																																										
<p>通信連絡設備 (発電所外) (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既設</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>7台 (・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：6台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>1式 (・緊急時対策所 ・事務棟)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>11台 (・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：7台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>7台 (・緊急時対策所：2台 ・事務棟等：4台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>1台 (・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：0台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和議加入電話設備</td> <td>47台 (30台)※ (・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策所：12台 (11台) ・事務棟等：34台 (3台))</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> <td>12台 (4台)※ (・中央制御室：1台 (0台) ・緊急時対策所：1台 (1台) ・事務棟等：10台 (3台))</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：災害時優先電話の台数を再掲 ※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>							主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真	既設	新規	社内テレビ会議システム	7台 (・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：6台)	○			テレビ会議システム	1式 (・緊急時対策所 ・事務棟)	○			統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	11台 (・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：7台)	○			IP電話	7台 (・緊急時対策所：2台 ・事務棟等：4台)	○			IP-FAX	1台 (・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：0台)	○			和議加入電話設備	47台 (30台)※ (・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策所：12台 (11台) ・事務棟等：34台 (3台))	○			加入FAX	12台 (4台)※ (・中央制御室：1台 (0台) ・緊急時対策所：1台 (1台) ・事務棟等：10台 (3台))	○																																
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真																																																																										
		既設	新規																																																																											
社内テレビ会議システム	7台 (・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：6台)	○																																																																												
テレビ会議システム	1式 (・緊急時対策所 ・事務棟)	○																																																																												
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	11台 (・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：7台)	○																																																																												
IP電話	7台 (・緊急時対策所：2台 ・事務棟等：4台)	○																																																																												
IP-FAX	1台 (・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：0台)	○																																																																												
和議加入電話設備	47台 (30台)※ (・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策所：12台 (11台) ・事務棟等：34台 (3台))	○																																																																												
加入FAX	12台 (4台)※ (・中央制御室：1台 (0台) ・緊急時対策所：1台 (1台) ・事務棟等：10台 (3台))	○																																																																												
<p>通信連絡設備 (発電所外) (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既設</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用電話設備 (地方公共団体用 ネットライン)</td> <td>29台 (・緊急時対策所：18台 ・事務棟等：10台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専用電話設備*</td> <td>専用電話設備 (固定型) 7台 (・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)</td> <td>○</td> <td></td> <td> 専用電話設備用増設設備</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (携帯型) 18台 (・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台)</td> <td>○</td> <td></td> <td> 専用電話設備用アンテナ 【イメージ】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：発電所内と発電所外で共用 ※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>							主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真	既設	新規	専用電話設備 (地方公共団体用 ネットライン)	29台 (・緊急時対策所：18台 ・事務棟等：10台)	○			専用電話設備*	専用電話設備 (固定型) 7台 (・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)	○		 専用電話設備用増設設備	専用電話設備 (携帯型) 18台 (・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台)	○		 専用電話設備用アンテナ 【イメージ】																																																			
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真																																																																										
		既設	新規																																																																											
専用電話設備 (地方公共団体用 ネットライン)	29台 (・緊急時対策所：18台 ・事務棟等：10台)	○																																																																												
専用電話設備*	専用電話設備 (固定型) 7台 (・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台)	○		 専用電話設備用増設設備																																																																										
	専用電話設備 (携帯型) 18台 (・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台)	○		 専用電話設備用アンテナ 【イメージ】																																																																										
<p>表 6 発電所外の通信設備 (発電所外) (3 / 3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">新規制基準</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>社内</th> <th>社外</th> <th>既設</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>全体台数：4台 緊急時対策所 指播所 : 1台 事務棟等 : 3台</td> <td>○</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指播所 : 1台 (予備1台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>全体台数：2台※1 緊急時対策所 指播所 : 1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車) : 1台</td> <td>○※2</td> <td></td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所指播所は固定型、移動式放射能測定装置(モニタ車)には無線型を指播。 ※2 無線通信装置は、緊急時対策指播所と移動式放射能測定装置(モニタ車)間の連絡に用いる。 <凡例> ○：規制基準を満足、自主的に設置している機器。 △：規制基準を満足せず、自主的に設置している機器。</p>		主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真	社内	社外	既設	新規	社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策所 指播所 : 1台 事務棟等 : 3台	○		△	△		緊急時衛星通報システム	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指播所 : 1台 (予備1台)	○			○		無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策所 指播所 : 1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車) : 1台	○※2		△			<p>通信連絡設備 (発電所外) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th colspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>既設</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用電話設備</td> <td>専用電話設備(固定型)</td> <td>7台 ・緊急時対策所 7台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備(FAX)</td> <td>7台 ・緊急時対策所 7台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>IP電話</td> <td>6台 ・緊急時対策所 6台 (地上系 4台、衛星系 2台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>3台 ・緊急時対策所 3台 (地上系 2台、衛星系 1台)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>1台 ・緊急時対策所 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1)：発電所内と発電所外で共用 (注 2)：設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>		主要設備	台数・設置場所		新規制基準要求		写真	設計基準事故対応設備	設計基準事故対応設備	既設	新規	専用電話設備	専用電話設備(固定型)	7台 ・緊急時対策所 7台	○			専用電話設備(FAX)	7台 ・緊急時対策所 7台	○			統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話	6台 ・緊急時対策所 6台 (地上系 4台、衛星系 2台)	○			IP-FAX	3台 ・緊急時対策所 3台 (地上系 2台、衛星系 1台)	○			テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策所 1台	○								<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違</p> <p>DB/SAに係る内容 (当ページ)</p>
主要設備	台数・設置場所			連絡先		新規制基準			写真																																																																					
		社内	社外	既設	新規																																																																									
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策所 指播所 : 1台 事務棟等 : 3台	○		△	△																																																																									
緊急時衛星通報システム	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指播所 : 1台 (予備1台)	○			○																																																																									
無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策所 指播所 : 1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車) : 1台	○※2		△																																																																										
主要設備	台数・設置場所		新規制基準要求		写真																																																																									
	設計基準事故対応設備	設計基準事故対応設備	既設	新規																																																																										
専用電話設備	専用電話設備(固定型)	7台 ・緊急時対策所 7台	○																																																																											
	専用電話設備(FAX)	7台 ・緊急時対策所 7台	○																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話	6台 ・緊急時対策所 6台 (地上系 4台、衛星系 2台)	○																																																																											
	IP-FAX	3台 ・緊急時対策所 3台 (地上系 2台、衛星系 1台)	○																																																																											
	テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策所 1台	○																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） [緊急時対策用：2台（予備1台）]		○	
データ伝送設備（発電所内） 安全パラメータ表示システム（SPDS）	全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]		○	 安全パラメータ表示システム（SPDS）
データ伝送設備（発電所外） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]		○	 安全パラメータ表示システム（SPDS）  安全パラメータ伝送システム

表7 データ伝送設備

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ収集装置	1式 ・制御建屋 プロセス計算機室		○	 【イメージ】
安全パラメータ表示システム（SPDS） 伝送装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
SPDS表示装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
データ伝送設備（発電所外） SPDS伝送装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】

泊発電所3号炉

参考第1-3表 通信連絡設備の一覧
 （データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外））

主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送設備（発電所内） データ表示端末	4台（予備3台を含む） ・緊急時対策用 4台		○	
データ伝送設備（発電所内） データ収集計算機	1式 ^(注1) ・原子炉補助建屋 1式		○	
データ伝送設備（発電所外） データ収集計算機	1式 ^(注1) ・原子炉補助建屋 1式		○	
データ伝送設備（発電所外） ERSS伝送サーバ	1式 ・原子炉補助建屋 1式		○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	
<p>参考2 機能毎に必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内での「退避の指示」や「操作、作業の連絡」、発電所外への「通報、連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、台数等について、通信連絡が必要な場所毎に整理した指揮系統を図1~4に示す。</p>	<p>機能</p> <p>退避の指示</p> <p>緊急時対策室 指揮所 保安電話 12台※1 運転指令設備 1台 緊急電話(固定) 5台</p> <p>中央制御室 車庫一斉放送装置 運転指令設備 14台 保安電話 10台※1 緊急電話(固定) 5台</p> <p>現場(屋内)※2 運転指令設備</p> <p>現場(屋外)※2 運転指令設備</p> <p>緊急時対策室 待機場所 保安電話(携帯) 4台</p> <p>○発電所構内設置台数(上記台数を除く) ・運転指令設備 約450台 ・保安電話 約1440台</p> <p>※1: 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2: 原子炉格納容器、原子炉格納建屋、タービン建屋等</p>

図1 「退避の指示」における指揮系統図

女川原子力発電所2号炉	
<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2.1-1図、参考第2.1-2図及び参考第2.1-3図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先(地方公共団体、その他関係機関等)に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<p>機能</p> <p>退避の指示</p> <p>緊急時対策室 ・遠交設備(ハンドセット) 2台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末) 8台 ・固定電話機 12台、PHS端末 8台 ・衛星電話設備(固定型) 1台 ・無線通信設備(固定型) 1台</p> <p>中央制御室 ・遠交設備(ハンドセット) 2台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末) 8台 ・衛星電話設備(固定型) 1台 ・無線通信設備(固定型) 2台</p> <p>現場(屋内)※2 ・遠交設備(ハンドセット) 1台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)</p> <p>現場(屋外)※2 ・遠交設備(ハンドセット) 1台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)</p> <p>○発電所構内設置台数(上記台数を除く) ・固定電話機 300台 ・固定電話機 212台 ・PHS端末 400台 ・衛星電話設備(携帯型) 18台 ・無線通信設備(携帯型) 42台</p> <p>※: 制御棟、原子炉建屋、タービン建屋等</p>

参考第2.1-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図

泊発電所3号炉	
<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2-1図、参考第2-2図、参考第2-3図、参考第2-4図及び参考第2-5図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先(地方公共団体、その他関係機関等)に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<p>機能</p> <p>退避の指示</p> <p>緊急時対策室 運転指令設備 1台 保安電話(固定) 5台 緊急電話設備(固定型) 3台 (携帯型) 運転指令設備 1台 保安電話(携帯) 1台</p> <p>中央制御室 運転指令設備 4台 保安電話(固定) 2台 保安電話(携帯) 10台 緊急電話設備(固定型) 1台</p> <p>現場(屋内)※2 運転指令設備 保安電話(携帯) 保安電話(携帯)</p> <p>現場(屋外)※2 運転指令設備 保安電話(携帯) 緊急電話設備(携帯型)</p> <p>○発電所構内設置台数(上記台数を除く) ・運転指令設備 100台 ・保安電話(固定) 約40台 ・保安電話(携帯) 約1,600台 ・緊急電話設備(携帯型) 22台</p> <p>※: 原子炉建屋、原子炉格納建屋、タービン建屋等</p> <p>中央制御室及び緊急時対策室から発電所内への退避の指示は、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備で行う。運転指令設備は、ブザー音と共に発電所内の人に注意喚起等を行う警報機能とハンドセットを使用する音声で中央制御室及び緊急時対策室から発電所内の人に退避指示等を行う機能がある。</p> <p>※: 台数については、配備台数を示す。また、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p>

参考第2-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図

大飯発電所3/4号炉	
<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内での「退避の指示」や「操作、作業の連絡」、発電所外への「通報、連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な場所毎に整理した指揮系統を図1~4に示す。</p>	<p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>緊急時対策室 待機場所 保安電話 4台※1</p> <p>中央制御室 保安電話 16台※1</p> <p>現場(屋内)※2 保安電話 19台※1</p> <p>現場(屋外)※2 保安電話 19台※1</p> <p>○発電所構内設置台数(上記台数を除く) ・運転指令設備 約450台 ・保安電話 約1400台</p> <p>※1: 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2: 原子炉格納容器、原子炉格納建屋、タービン建屋等</p>

図2 「操作、作業の連絡」における指揮系統図 (1/2)

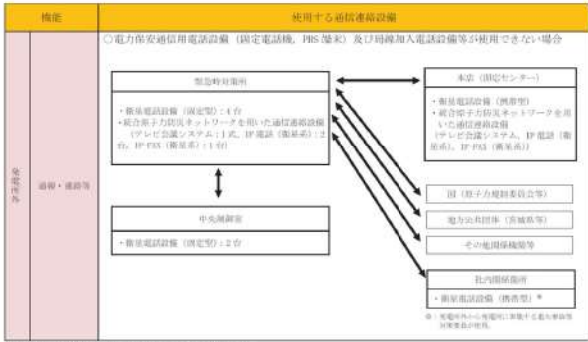
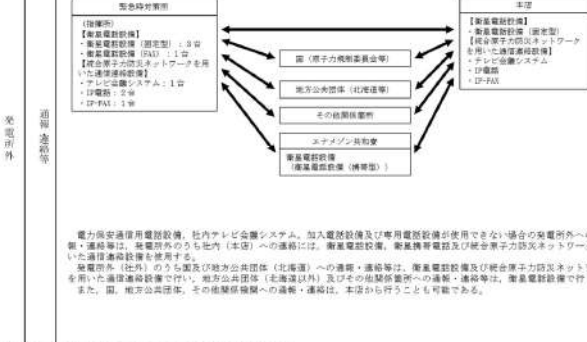
女川原子力発電所2号炉	
<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2.1-1図、参考第2.1-2図及び参考第2.1-3図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先(地方公共団体、その他関係機関等)に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>緊急時対策室 ・遠交設備(ハンドセット) 2台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末) 8台 ・無線通信設備(固定型) 1台</p> <p>中央制御室 ・遠交設備(ハンドセット) 2台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末) 8台 ・無線通信設備(固定型) 2台</p> <p>現場(屋内)※2 ・遠交設備(ハンドセット) 1台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)</p> <p>現場(屋外)※2 ・遠交設備(ハンドセット) 1台 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)</p> <p>○発電所構内設置台数(上記台数を除く) ・固定電話機 300台 ・固定電話機 212台 ・PHS端末 400台</p> <p>※: 制御棟、原子炉建屋、タービン建屋等 ※: コミュニケーション機器等を含む</p>

参考第2.1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

泊発電所3号炉	
<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2-1図、参考第2-2図、参考第2-3図、参考第2-4図及び参考第2-5図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先(地方公共団体、その他関係機関等)に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>緊急時対策室 運転指令設備 1台 保安電話(固定) 5台 移動無線設備(固定型) 1台 運転指令設備 1台 保安電話(携帯) 1台</p> <p>中央制御室 運転指令設備 4台 保安電話(固定) 2台 保安電話(携帯) 10台</p> <p>現場(屋内)※2 運転指令設備 保安電話(携帯)</p> <p>現場(屋外)※2 運転指令設備 保安電話(携帯)</p> <p>○発電所構内設置台数(上記台数を除く) ・運転指令設備 100台 ・保安電話(固定) 約40台 ・保安電話(携帯) 約1,600台</p> <p>※: 原子炉建屋、原子炉格納建屋、タービン建屋等</p> <p>※: 台数については、配備台数を示す。また、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p>

参考第2-2図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p><協力会社を含めた通信連絡の整理> 発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイブランチ意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員(協力会社含む)、および召集要員(社員)にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p>	 <p>参考第2.1-3図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図(2/2)</p>	 <p>参考第2-5図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図(2/2)</p>	<p>DB/SAに係る内容(当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・協力会社との通信連絡については参考13に記載</p>

参考13にて比較

参考13にて比較

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シナシナで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーパー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び中央制御室付近に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違 ・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シナシナグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シナシナグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



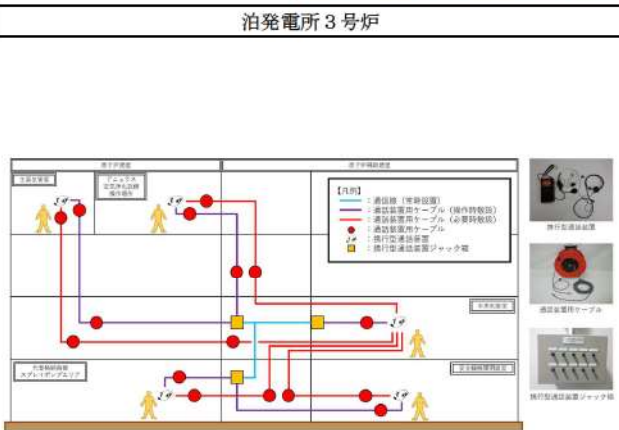
図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図



参考第3.1-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3.1-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業・操作内容	作業・操作場所	作業・操作場所
燃料プール冷却浄化系の隔離	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
高圧代替注水による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 B2F	CUW配管・バルブ室
高圧炉心スプレイス 注入隔離弁開操作	原子炉建屋原子炉棟 MB1F	CRD補修室上部
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (A系)	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (A) 室
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (B系)	原子炉建屋付属棟 1F (屋外2T-5Tレンジ)	SGTS排気ダクトエリア
可搬型蓄電池ガス供給装置による蓄電池ガス供給準備	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B) 室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱系統構成	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B) 室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	原子炉建屋付属棟 B1F	区分II非常用電気品室
直流電源負荷切り離し	制御建屋 B4F	計測制御電源 (B) 室
	原子炉建屋付属棟 1F (廃棄物処理エリア)	RW計算機室 (緊急用電気品室 (1))
高圧蓄電池ガス供給系 (非常用) 系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B) 室
スクラムパイロット弁用制御空気の排気操作	原子炉建屋原子炉棟 B1F	CRD水圧制御ユニット (B) エリア
ほう熱水注入系による注水時の系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	S1Cポンプエリア
可搬型蓄電池による主蒸気過熱器の安全弁開放	制御建屋 2F	北側通路
原子炉建屋ベント設備による水蒸気排出	原子炉建屋付属棟 3F	R-07階設室
耐圧強化ベント系による系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	SGTSエリア
原子炉隔離時冷却系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	大物搬入口間
建屋内ホース敷設・接続	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路



参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業内容	携行型通話装置使用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄りの中継点	最寄りの中継点からの使用距離	中央制御室からの使用距離	中継点設置時 通話装置用ケーブル
各種作業者の遠隔下見操作	1	中央制御室	中央制御室	約30m	—	—
主蒸気過熱器の安全弁開放操作	1	主蒸気室	原子炉補助建屋 17.8m	約170m	約250m	100m×3巻
非常用母線受電準備及び受電 (シヤ断層操作)	1	安全補機間控室	原子炉補助建屋 10.3m	約50m	約120m	100m×2巻
代替格納容器スプレイポンプ起動操作	1	代替格納容器スプレイポンプエリア	原子炉補助建屋 10.3m	約60m	約140m	100m×2巻
アニュラス空気浄化設備ダンパ空気供給操作及び手動開操作	1	原子炉建屋	原子炉補助建屋 17.8m	約200m	約180m	100m×2巻

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

DB/SAに係る内容 (当ページ)

【大飯】記載表現の相違・図表名称の相違

【女川】記載方針の相違・泊は携行型通話装置を使用する際に必要となる通話装置用ケーブルの使用距離を記載 (大飯と同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表8 各重大事故シナシケンスで使用する携帯型通話装置の台数

事故シナシケンスグループ	中央制御室	安全確認用閉鎖装置等	型式等別電源設備設置位置(資料)	型式等別電源設備設置位置(資料)	原子炉周辺機器	主系統配管室	補助給水装置調整弁室	合計
① 炉内異常圧力・温度検出時	2	2	—	—	—	—	—	4
② 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
③ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	2	2	2	2	2	16
④ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	2	2	2	2	2	16
⑤ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑥ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑦ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑧ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑨ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑩ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑪ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑫ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑬ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑭ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑮ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑯ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑰ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑱ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑲ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
⑳ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉑ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉒ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉓ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉔ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉕ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉖ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉗ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉘ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉙ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉚ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉛ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉜ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉝ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉞ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㉟ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊱ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊲ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊳ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊴ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊵ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊶ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊷ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊸ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊹ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊺ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊻ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊼ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊽ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊾ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4
㊿ 炉内異常圧力・温度検出時(ASDGA)	2	2	—	—	—	—	—	4

※1：原子炉補助建屋等へ現場用（中央制御室必要分含め）として38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-2表 各事故シナシケンスグループ等で使用する携帯型通話装置の台数

事故シナシケンスグループ	中央制御室	原子炉建屋原子炉炉	原子炉建屋付風機	制御棟	合計
【炉心保護防止】					
高圧・低圧注水機能喪失	1	—	1	—	2
高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失(保期T B)	1	(1)*	1*	(1)*	4
全交流動力電源喪失(T B U)	1	(1)*	1*	(1)*	4
全交流動力電源喪失(T B D)	1	(1)*	1*	(1)*	4
全交流動力電源喪失(T B P)	1	1*	(1)*	(1)*	4
格納容器圧力喪失(取水機能が喪失した場合)	1	—	1	—	2
格納容器圧力喪失(残留熱除去系が故障した場合)	1	—	1	—	2
原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
LOCA時注水機能喪失(中小破断)	1	—	1	—	2
格納容器バイパス(のちのちLOCA)	1	1	—	—	2
【格納容器保護防止】					
管束気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過熱破断)(代替保償冷却系を使用する場合)	1	—	1	—	2
管束気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過熱破断)(代替保償冷却系を使用できない場合)	1	—	1	—	2
高圧冷却液放出/格納容器管束気直接加熱	1	—	1	—	2
原子炉圧力容器内の即融燃料-冷却材相互作用	1	—	1	—	2
水素燃焼	1	—	1	—	2
即融炉心・コンクリート相互作用	1	—	1	—	2
【使用済燃料プールの燃料保護防止】					
想定事故1(SFP補給水機能喪失)	1	1	—	—	2
想定事故2(SFP補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	1	1	—	—	2
【運転停止中原子炉内の燃料保護防止】					
残留熱除去機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失	1	—	1	—	2
原子炉冷却材の流出	1	1	—	—	2
反応度の顕微入	—	—	—	—	—

※：() は再掲、移動して使用する台数を示す。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・携帯型通話装置は、中央制御室に計10台を保管している。

泊発電所3号炉

参考第3-2表 各事故シナシケンスグループ等で使用する携帯型通話装置の台数

事故シナシケンスグループ	中央制御室	安全確認用閉鎖装置等	型式等別電源設備設置位置(資料)	型式等別電源設備設置位置(資料)	原子炉周辺機器	主系統配管室	補助給水装置調整弁室	調整弁室	合計
【炉心保護防止】									
高圧・低圧注水機能喪失	1	—	—	—	—	—	—	—	1
高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失(保期T B)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
全交流動力電源喪失(T B U)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
全交流動力電源喪失(T B D)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
全交流動力電源喪失(T B P)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
格納容器圧力喪失(取水機能が喪失した場合)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
格納容器圧力喪失(残留熱除去系が故障した場合)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
LOCA時注水機能喪失(中小破断)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
格納容器バイパス(のちのちLOCA)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
【格納容器保護防止】									
管束気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過熱破断)(代替保償冷却系を使用する場合)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
管束気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過熱破断)(代替保償冷却系を使用できない場合)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
高圧冷却液放出/格納容器管束気直接加熱	1	—	—	—	—	—	—	—	1
原子炉圧力容器内の即融燃料-冷却材相互作用	1	—	—	—	—	—	—	—	1
水素燃焼	1	—	—	—	—	—	—	—	1
即融炉心・コンクリート相互作用	1	—	—	—	—	—	—	—	1
【使用済燃料プールの燃料保護防止】									
想定事故1(SFP補給水機能喪失)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
想定事故2(SFP補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
【運転停止中原子炉内の燃料保護防止】									
残留熱除去機能喪失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失	1	—	—	—	—	—	—	—	1
原子炉冷却材の流出	1	—	—	—	—	—	—	—	1
反応度の顕微入	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 中央制御室等に現場用（中央制御室必要分含め）として24台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表9 各重大事故シーケンスで使用される衛星電話（固定・携帯）の台数

事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))
【中心機保護防止】			
① 保安対策からの監視機能喪失 (主給水機停止・補助給水機停止)	-	-	-
② 保安流動力電源喪失(中/小LOCA 原子炉冷却系監視機能喪失)	1	5	7
③ 保安流動力電源喪失 RCP(小/大LOCA)	1	5	7
④ 格納容器の冷却機能喪失 (大LOCA+低圧再循環管破裂+格納容器スプレイ喪失)	-	-	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水機異常停止+原子炉自動停止機能)	-	-	-
⑥ ECCS注水機能喪失(中/小LOCA+高圧注入失敗) 高圧注入系を用いない場合(4インパンド)	-	-	-
⑦ ECCS注水機能喪失(中/小LOCA+高圧注入失敗) 高圧注入系を用いる場合(4インパンド)	-	-	-
⑧ ECCS注水機能喪失(中/小LOCA+高圧注入失敗) 高圧注入系を用いない場合(4インパンド)	-	-	-
⑨ ECCS注水機能喪失 (大LOCA+高圧再循環管破裂+高圧再循環管破裂)	-	-	-
⑩ ECCS高圧再循環管破裂 (中/小LOCA+高圧再循環管破裂+高圧再循環管破裂)	-	-	-
⑪ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	-
⑫ 格納容器バイパス (遠隔発生器異常動作)	-	-	-
【格納容器保護防止】			
⑬ 格納容器過圧保護 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑭ 格納容器過圧保護 (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑮ 格納容器過圧保護(加圧) (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑯ 格納容器過圧保護(加圧) (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑰ 保安流動力電源喪失 (大LOCA+ECCS注入失敗)	1	5	9 ^{※1}
⑱ 保安流動力電源喪失 (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	5	9 ^{※1}
【SFPの燃料保護防止】			
⑲ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	1	5	5
⑳ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	1	5	5
【原子炉原子炉の燃料保護防止】			
㉑ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	1	5	7
㉒ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	-	-	-
㉓ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	-	-	-
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)

※1: 緊急時対策所 指揮所等へ現場用として、38台保管しており、重大事故時においても対応できる。

女川原子力発電所2号炉

比較のため再掲

参考第3.1-3表 各事故シーケンスグループ等で使用される無線連絡設備等の台数

事故シーケンスグループ等	屋内（緊急時対策所及び中央制御室）	屋外
	無線連絡設備等（固定型）	無線連絡設備（携帯型）
【中心機保護防止】		
高圧・低圧注水機能喪失	4	17
高圧注水・風圧機能喪失	4	—
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18
全交流動力電源喪失 (T B D)	4	18
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	19
蒸発熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	4	18
蒸発熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	4	17
LOCA 時注水機能喪失（中/小破断）	4	18
格納容器バイパス（コトナ/3034 LOCA）	4	17
【格納容器破損防止】		
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過速破損)（代替循環冷却系を使用する場合）	4	18
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過速破損)（代替循環冷却系を使用できない場合）	4	18
高圧留断物放出/格納容器蒸気温度増加	4	18
原子炉圧力容器外の留断燃料-冷却材相互作用	4	18
水素燃焼	4	18
留断燃料・コンクリート相互作用	4	18
【使用済燃料プールの燃料保護防止】		
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+ライオン現象による小規模漏れ)	4	17
【運転停止原子炉内の燃料保護防止】		
蒸発熱除去機能喪失	4	—
全交流動力電源喪失	4	18
原子炉冷却材の流出	4	—
反応度の誤投入	4	—

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

泊発電所3号炉

参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用される衛星電話設備（携帯型）の台数

事故シーケンスグループ等	屋内 (携帯)	屋外 (携帯)	合計
【中心機保護防止】			
① 保安対策からの監視機能喪失 (主給水機停止・補助給水機停止)	-	-	-
② 保安流動力電源喪失(中/小LOCA) 保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失	1	1	2
③ 保安流動力電源喪失 保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失	1	1	2
④ 原子炉停止機能喪失 (主給水機異常停止+原子炉自動停止機能)	-	-	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水機異常停止+原子炉自動停止機能)	-	-	-
⑥ ECCS注水機能喪失(中/小LOCA+高圧注入失敗) 高圧注入系を用いない場合(4インパンド)	-	-	-
⑦ ECCS注水機能喪失(中/小LOCA+高圧注入失敗) 高圧注入系を用いる場合(4インパンド)	-	-	-
⑧ ECCS注水機能喪失(中/小LOCA+高圧注入失敗) 高圧注入系を用いない場合(4インパンド)	-	-	-
⑨ ECCS注水機能喪失 (大LOCA+高圧再循環管破裂+高圧再循環管破裂)	-	-	-
⑩ ECCS高圧再循環管破裂 (中/小LOCA+高圧再循環管破裂+高圧再循環管破裂)	-	-	-
⑪ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	-
⑫ 格納容器バイパス (遠隔発生器異常動作)	-	-	-
【格納容器保護防止】			
⑬ 格納容器過圧保護 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ喪失)	1	1	2
⑭ 格納容器過圧保護 (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	1	2
⑮ 格納容器過圧保護(加圧) (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	1	2
⑯ 格納容器過圧保護(加圧) (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	1	2
⑰ 保安流動力電源喪失 (大LOCA+ECCS注入失敗)	1	1	2
⑱ 保安流動力電源喪失 (保安流動力電源喪失+格納容器スプレイ喪失)	1	1	2
【SFPの燃料保護防止】			
⑲ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	1	1	2
⑳ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	1	1	2
【原子炉原子炉の燃料保護防止】			
㉑ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	1	1	2
㉒ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	-	-	-
㉓ 燃料事故防止 (燃料冷却系に冷水供給系及び燃料冷却系)	-	-	-

※ 緊急時対策所に現場用として10台、中央制御室に現場用として2台保管しており、重大事故においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違・女川では各事故シーケンスグループの説明の表で、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）を一緒に記載していることから、再掲して比較した。

【女川】記載方針の相違（大阪審査実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表10 各重大事故シークエンスで使用するトランシーバーの台数

事故シークエンスグループ	屋外
【炉心保護防止】	
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA+原子炉保護炉心機能喪失	19
③ 全交流動力電源喪失 (RCPシールドLOCA喪失)	19
④ 格納容器の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗)	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-
⑥ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	-
⑦ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (14インチ断絶)	-
⑧ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (12インチ断絶)	-
⑨ ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗) ECCS再循環機能喪失 (中/小LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
⑩ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-
⑪ 格納容器バイパス (緊急発生器伝信管破損)	-
【格納容器保護防止】	
⑫ 格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※1
格納容器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
格納容器昇温気直接加熱 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
炉外の蒸気発生→冷却系相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑬ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑭ 同様	29※1
⑮ 同様	29※1
【SFPの燃料保護防止】	
⑮ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	11
⑯ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	11
【停止中原子炉の燃料保護防止】	
⑰ 炉心熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失及び全交流電源喪失)	19
⑱ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-
⑲ 反応度の挿入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

参考第3.1-3表 各事故シークエンスグループ等で使用する無線連絡設備等の台数

事故シークエンスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心保護防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	4	17	
高圧注水・減圧機能喪失	4	-	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B D)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	19	
炉心熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	4	18	
炉心熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)	4	17	
原子炉停止機能喪失	4	17	
LOCA時注水機能喪失 (中/小断絶)	4	18	
格納容器バイパス (オーバーフローLOCA)	4	17	
【格納容器保護防止】			
容積気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用する場合)	4	18	
容積気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)	4	18	
高圧炉冷却物放出/格納容器昇温気直接加熱	4	18	
原子炉圧力容器外の炉冷却材→冷却材相互作用	4	18	
水素燃焼	4	18	
炉心熱除去系・コンタリット相互作用	4	18	
【使用済燃料プールの燃料保護防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17	
【運転停止中原子炉内の燃料保護防止】			
炉心熱除去機能喪失	4	-	
全交流動力電源喪失	4	18	
原子炉冷却材の流出	4	-	
反応度の挿入	4	-	

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

参考第3-4表 各事故シークエンスグループ等で使用する無線連絡設備 (携帯型) の台数

事故シークエンスグループ等	屋内 (固定)	屋外 (携帯)	合計
【炉心保護防止】			
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-	-	-
② 全交流動力電源喪失 (全交流動力電源喪失+原子炉保護炉心機能喪失+RCPシールドLOCA)	1	1	2
③ 全交流動力電源喪失 (全交流動力電源喪失+原子炉保護炉心機能喪失+RCPシールドLOCA)	1	1	2
④ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-	-	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-	-	-
⑥ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	-	-	-
⑦ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (14インチ断絶)	-	-	-
⑧ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (12インチ断絶)	-	-	-
⑨ ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗) ECCS再循環機能喪失 (中/小LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-	-	-
⑩ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	-
⑪ 格納容器バイパス (緊急発生器伝信管破損)	-	-	-
【格納容器保護防止】			
⑫ 格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	1	1	2
⑬ 格納容器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	1	1	2
⑭ 格納容器昇温気直接加熱 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	1	1	2
⑮ 炉外の蒸気発生→冷却系相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗)	1	1	2
⑯ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	1	1	2
⑰ 同様	1	1	2
⑱ 同様	1	1	2
【SFPの燃料保護防止】			
⑲ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	1	1	2
⑳ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	1	1	2
【停止中原子炉内の燃料保護防止】			
㉑ 炉心熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失及び全交流電源喪失)	1	1	2
㉒ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	1	1	2
㉓ 反応度の挿入	1	1	2

※ 現場に16台、緊急時対策所に4台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

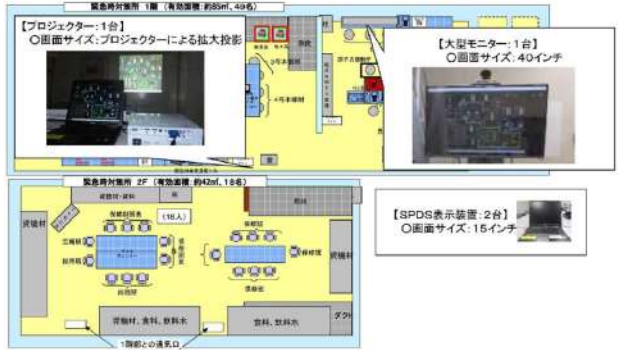
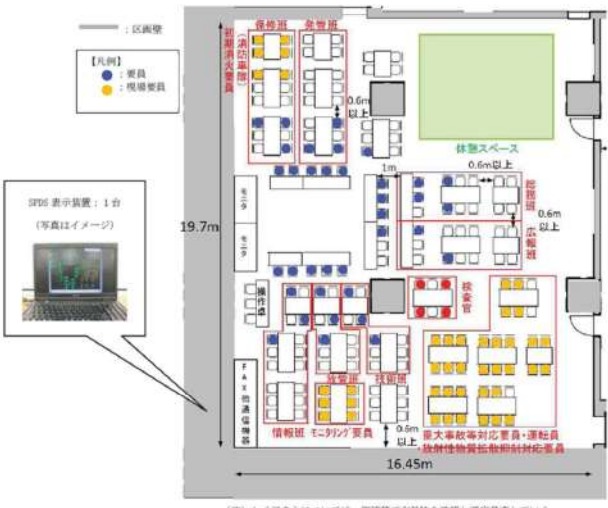

SAに係る内容 (当ページ)
 【女川】記載方針の相違・女川では各事故シークエンスグループの説明の表で、無線連絡設備 (携帯型) 及び衛星電話設備 (携帯型) を一緒に記載している。

【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を図10に示す。</p> <p>図10 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。</p> <p>参考第4.1-1図 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を参考第4-1図に示す。</p> <p>参考第4-1図 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は参考7に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能としている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p>  <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>  <p>参考第5.1-1図 緊急時対策所におけるSPDSデータ表示の概要</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>  <p>参考第5-1図 緊急時対策所におけるSPDSパラメータ表示の概要</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違・名称の相違</p> <p>女川：SPDS データ 泊：SPDS パラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・設備の相違</p> <p>泊は、プロジェクターを配備していないものの、データ表示端末を予備含め4台・大型モニタを予備含め3台配備しており緊急時対策所内でのデータ共有の視認性に相違はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5 SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>SPDSへのデータ入力は、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS^{*1}盤、RMS^{*2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS 伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS 表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS 伝送装置に入力されるパラメータ (SPDS パラメータ) は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ伝送できる設計とする。</p> <p>通常データ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するSPDS 伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS 表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ (SPDS パラメータ) は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力は、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>通常データ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するデータ表示端末は、バックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により、原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおりに 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおりに</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末～データ収集計算機間で行っている。なお、大飯と同一の設備構成である。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所 指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS 伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主なパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1 図に示す。</p> <p>また、SPDS 表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1 表に示す。</p> <p>※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS 表示装置で確認できる。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1 図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1 表に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット 【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p> <p>【女川】・設備の相違 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】設計の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のと</p>

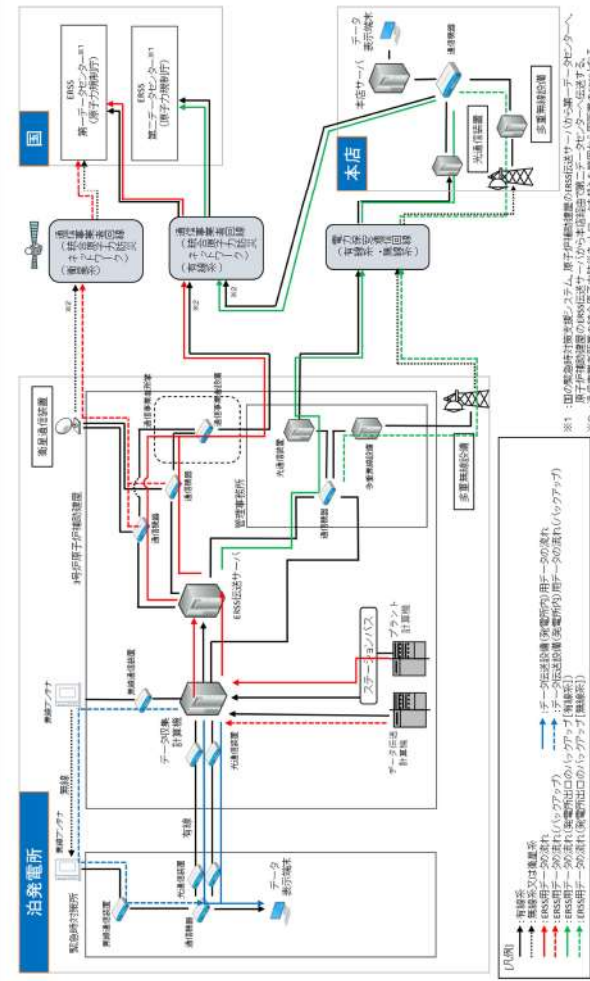
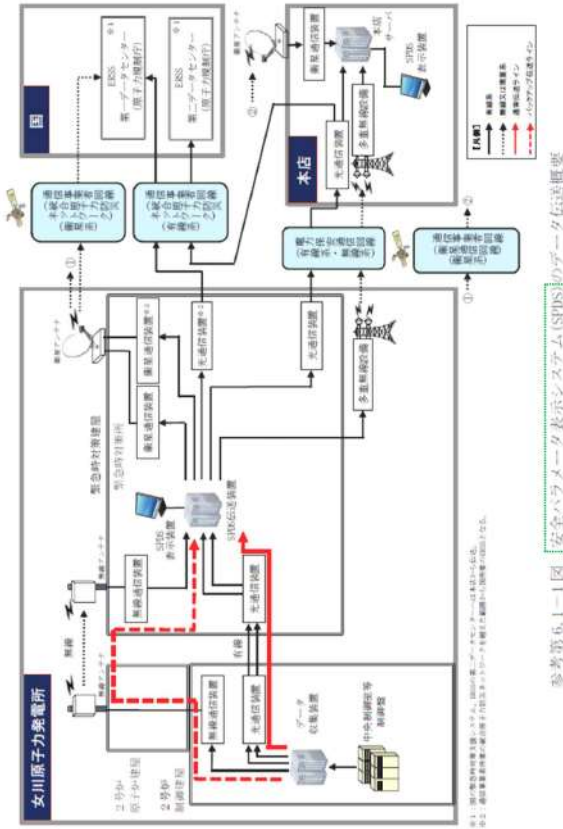
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



おり。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト (1/5)

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—	
	中性子束	○	○	○	
	中間領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○	
	1次冷却材圧力	○	○	○	
	原子炉水位	○	○	○	
	1次冷却材温度 (広域)	Aループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Bループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Cループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Dループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Aループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Bループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Cループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Dループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト (2/5)

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	
	B主蒸気圧力	○	○	○	
	C主蒸気圧力	○	○	○	
	D主蒸気圧力	○	○	○	
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○	
	B高圧注入流量	○	○	○	
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○	
	D余熱除去流量	○	○	○	
燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	
	充てん水	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
	A蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
	C蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
	D蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	○	
	4-3 AEG遮断器	○	○	○	
	4-3 BEG遮断器	○	○	○	
1次冷却材 サブクール度 (T/C)	1次冷却材サブクール度	○	○	○	

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A PRMレベル (平均)	○	○	○
	A PRM (A) レベル	○	—	○
	A PRM (B) レベル	○	—	○
	A PRM (C) レベル	○	—	○
	A PRM (D) レベル	○	—	○
	A PRM (E) レベル	○	—	○
	A PRM (F) レベル	○	—	○
	S RNM (A) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (B) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (C) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (D) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (E) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (F) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (G) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (H) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (A) 計数率異常	○	○	○
	S RNM (B) 計数率異常	○	○	○
	S RNM (C) 計数率異常	○	○	○
	S RNM (D) 計数率異常	○	○	○
	S RNM (E) 計数率異常	○	○	○
S RNM (F) 計数率異常	○	○	○	
S RNM (G) 計数率異常	○	○	○	
S RNM (H) 計数率異常	○	○	○	
S RNM (A) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (B) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (C) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (D) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (E) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (F) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (G) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (H) 線形%出力	○	○	○	
全副制御棒挿入	○	○	○	○

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/5)

目的	対象パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	データ収集 計量器入力
炉心反応度 の状態確認	中性子束領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束 (中間値)	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	A-1高圧タンク水位	○	○	○
	B-1高圧タンク水位	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力 (広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材最高側温度 (広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最高側温度 (広域)	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	Cループ1次冷却材最高側温度 (広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材最高側温度 (広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最高側温度 (広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最高側温度 (広域)	○	○	○
	A-1主蒸気ライン圧力	○	○	○
	C-1主蒸気ライン圧力	○	○	○
	A-1高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○
	B-1高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○
	余熱除去Aライン流量	○	○	○
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
A-1蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○	
C-1蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○	

相違理由

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目
 的」は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報
 を把握できることに相
 違はない。

【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
表13 バックアップできるパラメータリスト (3/5)				(2/10)				(2/5)						
目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ESSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ESSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	ESSSへ 伝送している パラメータ	データ収集 計算機入力	対象パラメータ	目的
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B V	【女川】PWR設計の反映 炉型の相違により設備 及び対象パラメータに 相違はあるが、データ表 示端末で表示する「目 的」は同等であり、緊急 時対策所で必要な情報 を把握できることに相 違はない。 【大飯】記載表現の相違 データ表示端末で表示 する「目的」及び対象パ ラメータは同等であり、 データ表示端末の機能 に相違はない。
		炉心出口温度(平均)	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B	
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○	○	○	○	原子炉水位(広帯域) A	
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○	○	○	○	原子炉水位(広帯域) P B V	
		A格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料域) A	○	○	○	○	○	○	原子炉水位(燃料域) A	
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料域) B	○	○	○	○	○	○	原子炉水位(燃料域) B	
格納容器の 状態確認	格納容器圧力	格納容器圧力(広域)	○	○	○	PLRポンプ(A) 入口流量	○	○	○	○	○	○	PLRポンプ(A) 出口流量	
		AM用格納容器圧力	○	○	○	PLRポンプ(B) 入口流量	○	○	○	○	○	○	PLRポンプ(B) 出口流量	
	格納容器温度	格納容器内温度	○	○	○	SRV 開	○	○	○	○	○	○	RHRポンプ(A) 出口流量	
		A格納容器再循環サンプ水位(広 域)	○	○	○	RHRポンプ(B) 出口流量	○	○	○	○	○	○	RHRポンプ(C) 出口流量	
	格納容器水位	D格納容器再循環サンプ水位(広 域)	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	○	○	○	HPCポンプ出口流量	
		A格納容器再循環サンプ水位(狭 域)	○	○	○	HPCポンプ出口流量	○	○	○	○	○	○	R C J Cポンプ出口流量	
		B格納容器再循環サンプ水位(狭 域)	○	○	○	H P A Cポンプ出口流量	○	○	○	○	○	○	RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	
		格納容器水位	○	○	○	RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	○	○	○	RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	
	格納容器 スプレイ流量	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○	RHR熱交換機(A) 冷却水入口流量	○	○	○	○	○	○	RHR熱交換機(B) 冷却水入口流量	
		A格納容器スプレイ流量	○	○	○	RHR熱交換機(B) 冷却水入口流量	○	○	○	○	○	○	R C W A系 系統流量	
		B格納容器スプレイ流量	○	○	○	R C W A系 系統流量	○	○	○	○	○	○	R C W B系 系統流量	
		A格納容器スプレイ流量積算	○	○	○	R C W B系 系統流量	○	○	○	○	○	○	6-3005 冷却器	
		格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	6-3005 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3006 冷却器
			B格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	6-3006 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3007 冷却器
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	6-3007 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3008 冷却器	
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	6-3008 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3009 冷却器	
	格納容器ガ スモニタの 指示	格納容器ガスモニタ	○	○	○	6-3009 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3010 冷却器	
		可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	○	6-3010 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3011 冷却器	
炉心冷却の 状態確認	炉心冷却の 状態確認	6-3011 冷却器	○	○	○	6-3011 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3012 冷却器	
		6-3012 冷却器	○	○	○	6-3012 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3013 冷却器	
		6-3013 冷却器	○	○	○	6-3013 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3014 冷却器	
		6-3014 冷却器	○	○	○	6-3014 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3015 冷却器	
		6-3015 冷却器	○	○	○	6-3015 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3016 冷却器	
		6-3016 冷却器	○	○	○	6-3016 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3017 冷却器	
		6-3017 冷却器	○	○	○	6-3017 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3018 冷却器	
		6-3018 冷却器	○	○	○	6-3018 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3019 冷却器	
		6-3019 冷却器	○	○	○	6-3019 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3020 冷却器	
		6-3020 冷却器	○	○	○	6-3020 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3021 冷却器	
		6-3021 冷却器	○	○	○	6-3021 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3022 冷却器	
		6-3022 冷却器	○	○	○	6-3022 冷却器	○	○	○	○	○	○	6-3023 冷却器	
	燃料の状態確認	燃料供給水ピット水位	○	○	○	燃料供給水ピット水位	○	○	○	○	○	○	燃料供給水ピット水位	
		電機室の充電 (Vイーゼル電機機の運転状態)	○	○	○	電機室の充電 (Vイーゼル電機機の運転状態)	○	○	○	○	○	○	電機室の充電 (Vイーゼル電機機の運転状態)	
		炉内母線電圧(非常用)	○	○	○	炉内母線電圧(非常用)	○	○	○	○	○	○	炉内母線電圧(非常用)	
		サブターム度	○	○	○	サブターム度	○	○	○	○	○	○	サブターム度	
		1次冷却材圧力(広域)	○	○	○	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○	○	○	○	1次冷却材圧力(広域)	
		炉心出口温度	○	○	○	炉心出口温度	○	○	○	○	○	○	炉心出口温度	
燃料の状態確認	1次冷却材流量 (広域-高流量側、低流量側)	○	○	○	1次冷却材流量 (広域-高流量側、低流量側)	○	○	○	○	○	○	1次冷却材流量 (広域-高流量側、低流量側)		
	1次冷却材温度 (広域-高流量側、低流量側)	○	○	○	1次冷却材温度 (広域-高流量側、低流量側)	○	○	○	○	○	○	1次冷却材温度 (広域-高流量側、低流量側)		
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示		
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示		
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示		
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○	○	○	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト (4/5)

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	ERSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
放射能レベルの 監視確認	排気筒ガスマニ タの指示	A排気筒ガスマニタ	○	○
		B排気筒ガスマニタ	○	○
		排気筒高レンジガスマニタ (低レンジ)	○	○
		排気筒高レンジガスマニタ (高レンジ)	○	○
監視の 状態確認	原子炉格納容器 隔離の状態	格納容器隔離 (T信号)	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	モニタポスト No.1 離量率 モニタポスト No.2 離量率 モニタポスト No.3 離量率 モニタポスト No.4 離量率 モニタポスト No.5 離量率 モニタステーション離量率	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
使用済燃料ピ ットの状態確認	使用済燃料ピ ット水位	A使用済燃料ピット水位 (AM用) B使用済燃料ピット水位 (AM用)	○ ○	○ ○
	使用済燃料ピ ット温度	A可搬式使用済燃料ピット水位 B可搬式使用済燃料ピット水位	○ ○	○ ○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	A使用済燃料ピット温度 (AM用) B使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ A可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ B可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
その他 (ECCSの 状態等)	ECCSの状態 (高圧注入系)	A高圧注入ポンプ B高圧注入ポンプ	○ ○	○ ○

表15 バックアップできるパラメータリスト (5/5)

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	ERSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
ECCSの状態 (高圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	○
	B 余熱除去ポンプ	○	○	○
ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	全制御全挿入	○	○
S/G新装 漏えい監視	復水器空気抽出器ガスマニタ	○	○	○
	蒸気発生器ブローダウンガスマニタ	○	○	○
ECCSの 状態等)	低設代替低圧注水流量構築	○	○	○
	C W S 冷却水 保有水量	原子炉格納容器取水サージタンク 水位	○	○
格納容器 スプレイポン プの状態	ほうろくタンク 保有水量	Aほうろくタンク水位 Bほうろくタンク水位	○ ○	○ ○
	格納容器 スプレイポン プ保有水量	復水ピット水位	○	○
	格納容器 スプレイポン プ保有水量	取水口モニタ	○	○
	格納容器 スプレイポン プ保有水量	A蒸気発生器主給水流量 B蒸気発生器主給水流量 C蒸気発生器主給水流量 D蒸気発生器主給水流量 A蒸気発生器補助給水流量 B蒸気発生器補助給水流量 C蒸気発生器補助給水流量 D蒸気発生器補助給水流量	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
格納容器 スプレイポン プの状態	A格納容器スプレイポンプ	○	○	○
	B格納容器スプレイポンプ	○	○	○

女川原子力発電所2号炉

(3/10)

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	ERS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
中心冷却の 状態確認	D/G 2台 L4新設投入	○	○	○
	HFC S D/G L4新設投入	○	○	○
	復水貯留タンク水位	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管上部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管N4下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管N4上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下流上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下流下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下流下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下流下流温度)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	ドライウェル圧力 (広域)	○	○	○
	ドライウェル圧力	○	○	○
	圧力制御圧力 (積水)	○	○	○
	圧力制御圧力	○	○	○
	圧力制御圧力	○	○	○
	圧力制御圧力 (積水)	○	○	○
	圧力制御圧力 (積水)	○	○	○
	圧力制御圧力 (積水)	○	○	○
	圧力制御圧力 (積水)	○	○	○
	圧力制御圧力 (積水)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○

(4/10)

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	ERS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内 の状態確認	原子炉格納容器圧力 (AM用)	○	○	○
	格納容器内温度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
格納容器内 の状態確認	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○

泊発電所3号炉

(3/5)

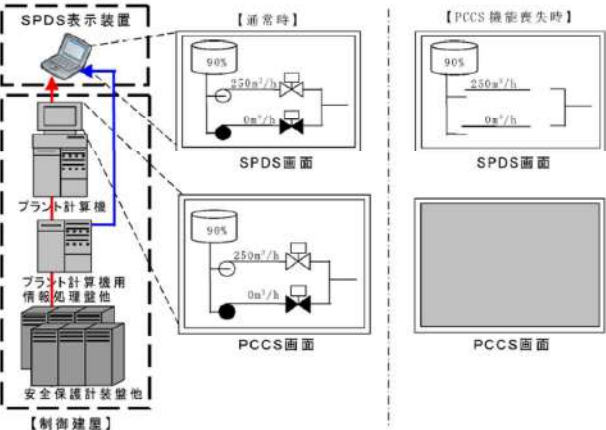
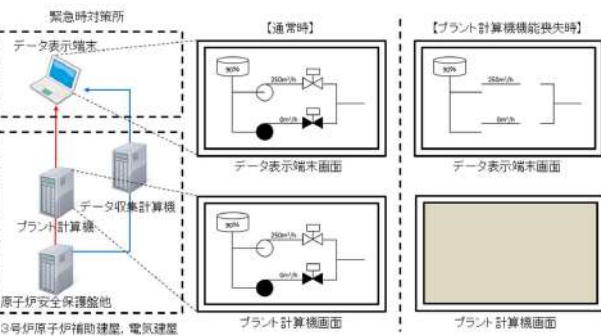
目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	ERS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
放射能レベルの 監視確認	排気筒ガスマニ タの指示	○	○	○
	原子炉格納容器 隔離の状態	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示	○	○	○
使用済燃料ピ ットの状態確認	使用済燃料ピ ット水位	○	○	○
	使用済燃料ピ ット温度	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
	燃料取扱機周 辺の放射線量	○	○	○
ECCSの状態 (高圧注入系)	A高圧注入ポンプ	○	○	○
	B高圧注入ポンプ	○	○	○
	安全注入作動	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目
 的」は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報
 を把握できることに相
 違はない。
 【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。

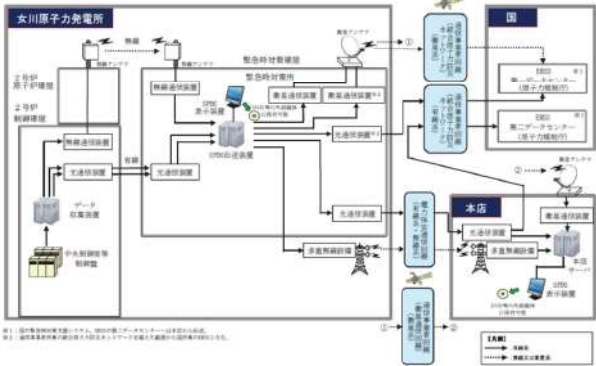
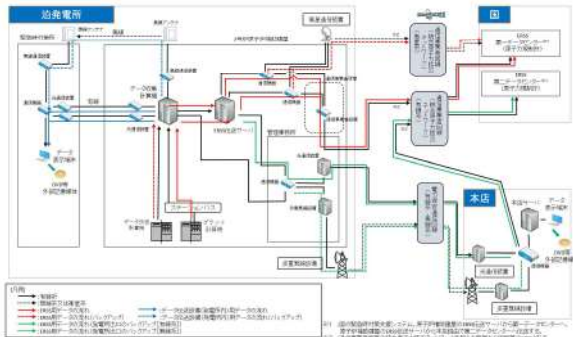
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
	<p style="text-align: right;">(9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP06 パラメータ</th> <th>ERS5 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">使用済燃料プールの貯留確認</td><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度]</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール下部温度]</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">水素濃度による格納容器の腐蝕防止確認</td><td>燃料プール上部空間放射線モニタ (記録値)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部空間放射線モニタ (異常値)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口水素濃度 (0~3%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (A) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (B) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (C) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置入口圧力 (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口圧力 (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (C)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口放射線モニタ (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口放射線モニタ (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP06 パラメータ</th> <th>ERS5 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">水素濃度による原子炉建屋の腐蝕防止確認</td><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (バルブラックアップ室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種検査)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (持戻パネトリーション室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置1 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置1 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置2 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置2 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置3 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置3 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置4 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置4 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP06 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用済燃料プールの貯留確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]	○	—	○	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度]	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	[使用済燃料プール下部温度]	○	—	○	水素濃度による格納容器の腐蝕防止確認	燃料プール上部空間放射線モニタ (記録値)	○	—	○	燃料プール上部空間放射線モニタ (異常値)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)	○	—	○	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置水温度 (A)	○	—	○	フィード装置水温度 (B)	○	—	○	フィード装置水温度 (C)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○	目的	対象パラメータ	SP06 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	水素濃度による原子炉建屋の腐蝕防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (バルブラックアップ室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種検査)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (持戻パネトリーション室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置1 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置1 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置2 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置2 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置3 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置3 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置4 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置4 動作監視装置出口温度	○	—	○		<p>【女川】PWR 設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。</p>
目的	対象パラメータ	SP06 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																								
使用済燃料プールの貯留確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]	○	—	○																																																																																																																																																																								
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]	○	—	○																																																																																																																																																																								
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]	○	—	○																																																																																																																																																																								
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	[使用済燃料プール温度]	○	—	○																																																																																																																																																																								
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	[使用済燃料プール下部温度]	○	—	○																																																																																																																																																																								
水素濃度による格納容器の腐蝕防止確認	燃料プール上部空間放射線モニタ (記録値)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	燃料プール上部空間放射線モニタ (異常値)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	フィード装置水温度 (A)	○	—	○																																																																																																																																																																								
フィード装置水温度 (B)	○	—	○																																																																																																																																																																									
フィード装置水温度 (C)	○	—	○																																																																																																																																																																									
フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○																																																																																																																																																																									
フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○																																																																																																																																																																									
目的	対象パラメータ	SP06 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																								
水素濃度による原子炉建屋の腐蝕防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋内水素濃度 (バルブラックアップ室)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種検査)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋内水素濃度 (持戻パネトリーション室)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置1 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置1 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置2 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置2 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置3 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置3 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置4 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								
	動的熱媒式水素再結合装置4 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室のプラント計算機などで監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：SPDS 泊：データ収集計算機</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：SPDS 泊：データ収集計算機</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>SPDS 伝送装置に収集されるプラントパラメータ (SPDS パラメータ) は SPDS 伝送装置で2週間分 (1分周期) のデータを保存 (自動収集) できる設計とする。</p> <p>SPDS 伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所の SPDS 表示装置又は SPDS 伝送装置及び本店に設置している SPDS 表示装置から DVD 等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ (SPDS パラメータ) を DVD 等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS 表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ (SPDS パラメータ) の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、SPDS 表示装置にてプラントパラメータ (SPDS パラメータ) の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7.1-1図に示す。</p>  <p>参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ (SPDS パラメータ) はデータ収集計算機で2週間分 (1分周期) のデータを保存 (自動収集) できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末から DVD 等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ (SPDS パラメータ) を DVD 等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ (SPDS パラメータ) の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末にてプラントパラメータ (SPDS パラメータ) の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7-1図に示す。</p>  <p>参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉			
【比較のため順番を変更して記載】			
参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性			
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備 (通信設備 (発電所内) 及び通信設備 (発電所外)) については、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。			
表18 緊急時対策所の通信設備 (発電所内) 耐震措置一覧			
場所	主要設備	耐震措置	
発電所内用	電力保安通信用電話設備 ^{注1)}	保安電話 (固定、携帯)	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信端末の落下防止の措置を施す。
	携行型通話装置	携行型通話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	衛星電話 ^{注1)}	固定 携帯	・緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話 (固定) は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替しの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	無線通話装置		・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。

女川原子力発電所2号炉		
参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について		
緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動 S_s による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。		
緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。		
また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動 S_s による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。		
緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8.1-1表に示す。		
また、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考第8.1-2表に示す。		
参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備 (発電所内)、通信連絡設備 (発電所外) に係る耐震措置		
通信種別	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策所待機場所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策所待機場所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
発電所外	複合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・複合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	IP-FAX	

泊発電所3号炉		
参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について		
緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。		
緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。		
また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。		
緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8-1表に示す。		
また、データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の耐震措置について、参考第8-2表に示す。		
参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備 (発電所内)、通信連絡設備 (発電所外) に係る耐震措置		
場所	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (IPAX) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (IPAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線連絡設備	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する個々の収納ラックに保管する措置を施す。
発電所外	IP電話	・複合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は耐震性を有する原子力防災建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	IP-FAX	
	テレビ会議システム	

相違理由

SAに係る内容 (当ページ)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

- ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載
- 【女川】設計方針の相違
- ・2-2②記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

- ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している
- ・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表19 緊急時対策所の通信設備 (発電所外) 耐震措置一覧

種別	主要設備	耐震措置	
発電所内用	加入電話	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話 (固定) は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手続きを整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。	
	衛星電話 ^{※1}	固定機	
	電力保安設備用電話設備 ^{※2}	保安電話 (固定、携帯)	
	加入ファクシミリ	同上	
	衛星電話 (携帯)	・強固な収納ケースに収納し保管する。	
	社内TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。	
	統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・通信機等を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋敷内内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機等は同機等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。
		IP電話	・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。
		IP-FAX	・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手続きを整備する。
	緊急時衛星通報システム	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	
無線通信装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。		

※1：兼電機内用と共用。

参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性

緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。

表17. SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、耐震性のあるライブラリからデータ入力を想定する。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) については耐震性としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し転倒防止の措置を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設している。
	健康関係伝送設備	通信機等
健康関係伝送	健康関係伝送ルート	・健康関係伝送ルートについては、有線系用線の2回線を併用しており多重性を持たせ、さらに耐震性を持つ敷線高にて伝送出来るように施す。 ・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設している。
緊急時対策所指揮所	健康関係伝送設備	通信機等
	SPDS表示装置	・通信機等を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置して転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機等については同機等を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設している。 ・転倒防止措置を施す。

※1：汎用品である通信機器については、その機能を喪失しないよう強固な収納ケースに収納する等の措置を施した予備品を保有する。

女川原子力発電所2号炉

参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
2号炉 制御室	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する原子炉建屋敷内内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する原子炉建屋敷内内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	健康関係伝送	無線通信装置
	健康関係伝送	無線通信装置
緊急時対策所	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	SPDS伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

泊発電所3号炉

参考第8-2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	データ収集装置 ERSS伝送サーバ	・データ収集装置へのデータ入力については、原子炉建屋敷内内の耐震性を有する計測装置等からプラント計測データを収集することができる装置は種々のバックアップラインを設置する。 ・データ収集装置等は、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設する。 ・光通信装置は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	健康関係伝送	無線通信装置
	健康関係伝送	無線通信装置
緊急時対策所	健康関係伝送ルート	無線系
	健康関係伝送	無線系
緊急時対策所	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設する。
	データ表示装置	・データ表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)
 ・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。

SAに係る内容 (当ページ)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)
 ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に記載している。

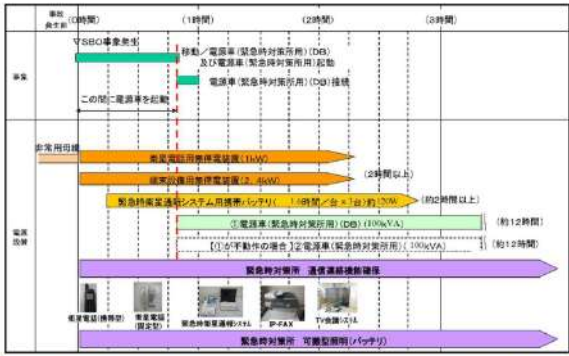

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の負荷は、緊急時対策所内の分電盤から受電している。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、通常時に3号炉の非常用高圧母線及び非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所における通信連絡設備の電源が3号炉非常用低圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電する設計とする。</p> <p>さらに、代替非常用発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所近傍に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>比較のため34条より転載</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線及び非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多様性を有するとともに、緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違） <u>SAに係る内容（赤枠）</u></p> <p>【女川】記載方針の相違・泊の緊急時対策所用発電機はDB設備でないことから、他条文より記載を転載。</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。</p> <p>【女川】設計方針の相違・電源構成の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

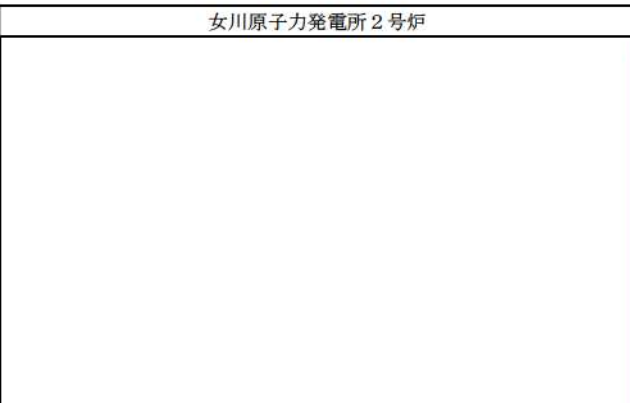
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渇するまでに、電源車（緊急時対策所用）（DB）を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>仮に、電源車（緊急時対策所用）（DB）が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車（緊急時対策所用）により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>  <p>緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。</p> <p>図8 通信連絡設備における電源タイムチャート</p>	<p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渇するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様を参考第9-2表に示す。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>  <p>参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間</p>	<p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>

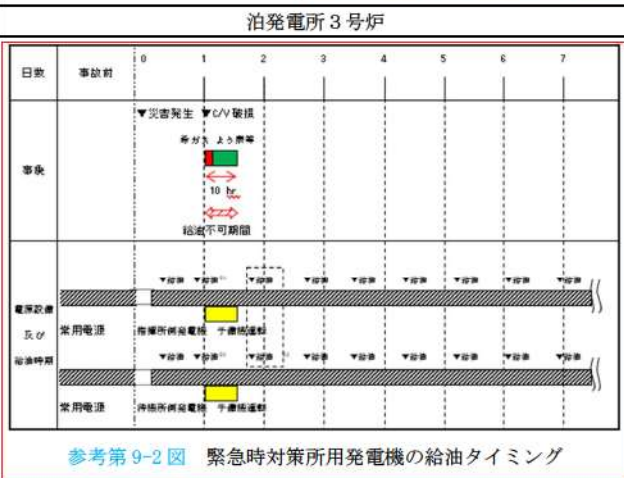
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



図9 電源車の給油が必要となるタイムチャート



参考第 9.1-1 表 緊急時対策所 必要な負荷



参考第 9-2 図 緊急時対策所用発電機の給油タイミング

参考第 9-1 表 緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷

負荷名称	負荷容量 (kVA)		備 考
	指揮所	待機所	
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備, データ表示端末, その他通信連絡設備

相違理由
 SAに係る内容 (赤枠)
 【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実

DB/SAに係る内容
 【女川】記載方針の相違
 換気空調設備の負荷が非常用所内電源に接続されていないことから, 通信連絡設備に特化した表とした。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																		
	<p>参考第 9.1-2 表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="719 197 1319 453"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA (1 台あたり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1 台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B</td> <td>2 台</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第 9.1-1 表に示すとおり、最大約 358kVA であり、非常用ディーゼル発電機 2B (7,625kVA)、ガスタービン発電機 2 台 (4,500kVA (1 台あたり))、電源車 (緊急時対策所用) (400kVA) により給電可能な設計としている。</p> <p>電源車 (緊急時対策所用) の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク 2 基 (20kL)、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車 (緊急時対策所用) を用いて緊急時対策建屋に電源供給 (保守的に定格運転を想定) した場合、緊急時対策所軽油タンク 2 基にて約 7 日間の連続運転が可能なる容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は 2 重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備		非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA (1 台あたり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1 台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2 台	1 台	<p>参考第 9-2 表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1346 177 1955 363"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">非常用電源設備</th> <th colspan="2">代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,000kVA</td> <td>約 1,725kVA (1 台あたり)</td> <td>約 270kVA (1 台あたり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.6kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1 台 参考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>2 台</td> <td>8 台 (予備を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の通信連絡設備の負荷リストは、参考第 9-1 表に示すとおり、最大約 15.8kVA であり、3B-ディーゼル発電機 (約 7,000kVA)、代替非常用発電機 (約 1,725kVA)、緊急時対策所用発電機 (約 270kVA) により給電可能な設計としている。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽 4 基 (合計 540kL 以上で管理) に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給 (保守的に定格運転を想定) した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽 4 基にて約 7 日間の連続運転が可能なる容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は 2 重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>		非常用電源設備	代替交流電源設備		常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備		ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機	容量	7,000kVA	約 1,725kVA (1 台あたり)	約 270kVA (1 台あたり)	電圧	6.9kV	6.6kV	200V	力率	0.8	0.8	0.8	台数	1 台 参考：3B-ディーゼル発電機	2 台	8 台 (予備を含む)	<p>SA に係る内容 (赤枠)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【女川】設計方針の相違 泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に 7 日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p>
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																		
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																																		
容量	7,625kVA	4,500kVA (1 台あたり)	400kVA																																																		
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																		
力率	0.8	0.8	0.85																																																		
台数	1 台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2 台	1 台																																																		
	非常用電源設備	代替交流電源設備																																																			
		常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																		
	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機																																																		
容量	7,000kVA	約 1,725kVA (1 台あたり)	約 270kVA (1 台あたり)																																																		
電圧	6.9kV	6.6kV	200V																																																		
力率	0.8	0.8	0.8																																																		
台数	1 台 参考：3B-ディーゼル発電機	2 台	8 台 (予備を含む)																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																					
<p>表 16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>衛星電話用 無停電電源装置</th> <th>負荷</th> <th>合計負荷容量</th> <th>電源定格出力</th> <th>蓄電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話(固定) (27W×5台)</td> <td>135W</td> <td rowspan="3">約610W</td> <td rowspan="3">1.0kW (1.5kVA)</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)</td> <td>63W</td> </tr> <tr> <td>衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)</td> <td>412W</td> </tr> <tr> <th>端末設備用 無停電電源装置</th> <th>負荷</th> <th>合計負荷容量</th> <th>電源定格出力</th> <th>蓄電池耐量時間</th> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)</td> <td>600W</td> <td rowspan="5">約2,200W</td> <td rowspan="5">2.4kW (3.0kVA)</td> <td rowspan="5">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)</td> <td>860W</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)</td> <td>300W</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置 (90W×2台)</td> <td>180W</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1式)</td> <td>126W</td> </tr> <tr> <td>衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)</td> <td>132W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上	緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)	63W	衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)	412W	端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上	統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W	統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W	SPDS表示装置 (90W×2台)	180W	緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1式)	126W	衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)	132W				<p>参考 10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流 125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流 48V）から給電可能な設計とする。</p> <p>a. 充電器（直流 125V）の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>蓄電池容量</th> <th>給電可能時間（停電補償時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000Ah（1系統あたり）</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>充電器（直流 125V）から給電可能な設備の負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">充電器から給電可能な設備</th> <th>負荷[A] (1系統あたり)</th> <th>充電器容量[A] (1系統あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">通信連絡設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）無線連絡設備（固定型）衛星保安電話（固定型）</td> <td rowspan="5">約 88.6</td> <td rowspan="5">450</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>約 75.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td></td> <td>約 153.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 316.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。</p> <p>b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流 48V）の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>蓄電池容量</th> <th>給電可能時間（停電補償時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800Ah</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>A系通信用電源装置（蓄電池）（直流 48V）から給電可能な設備の負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">充電器から給電可能な設備</th> <th>負荷[A]</th> <th>通信用電源装置容量[A]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通信連絡設備</td> <td>送受話器（バーゼンダ）</td> <td>約 20.0</td> <td rowspan="3">250</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備（固定型）</td> <td>約 5.0</td> </tr> <tr> <td>その他機器</td> <td>約 66.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 91.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。</p>	蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）	2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上	充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)	通信連絡設備	衛星電話設備（固定型）無線連絡設備（固定型）衛星保安電話（固定型）	約 88.6	450	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	通信機器	テレビ会議システム	IP-FAX	安全パラメータ表示システム (SPDS)	約 75.0		その他設備		約 153.0		合計		約 316.6		蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）	800Ah	3時間以上	充電器から給電可能な設備		負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	通信連絡設備	送受話器（バーゼンダ）	約 20.0	250	移動無線設備（固定型）	約 5.0	その他機器	約 66.0	合計		約 91.0		<p>参考 10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第 10-1 表、参考第 10-2 表及び参考第 10-3 表に記載する。</p> <p>参考第 10-1 表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 1（端末設備用） （無停電電源出力：980W）</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話設備 加入FAX^{※1}</td> <td>27.5W</td> <td rowspan="2">55W</td> <td rowspan="2">408Wh</td> <td rowspan="2">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (FAX) ^{※1}</td> <td>27.5W</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</td> </tr> <tr> <th>無停電電源 2（端末設備用） （無停電電源出力：980W）</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台 専用電話設備（FAX）×3台^{※1}</td> <td>16W×3 28.5W×3</td> <td>133.5W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</td> </tr> <tr> <th>無停電電源 3（端末設備用） （無停電電源出力：980W）</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台 専用電話設備（FAX）×3台^{※1} 通信機器</td> <td>16W×3 28.5W×3 11W</td> <td>144.5W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</td> </tr> <tr> <th>無停電電源 4（端末設備用） （無停電電源出力：980W）</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系）^{※1}</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</td> </tr> <tr> <th>無停電電源 5（端末設備用） （無停電電源出力：980W）</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）^{※1}</td> <td>72W</td> <td rowspan="3">116.5W</td> <td rowspan="3">408Wh</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備（固定型）</td> <td>16W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備（FAX）^{※1}</td> <td>28.5W</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源 1（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	55W	408Wh	2時間以上	衛星電話設備 衛星電話設備 (FAX) ^{※1}	27.5W	※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					無停電電源 2（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台 専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1}	16W×3 28.5W×3	133.5W	408Wh	2時間以上	※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					無停電電源 3（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台 専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1} 通信機器	16W×3 28.5W×3 11W	144.5W	408Wh	2時間以上	※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					無停電電源 4（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） ^{※1}	72W	72W	408Wh	2時間以上	※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					無停電電源 5（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系） ^{※1}	72W	116.5W	408Wh	2時間以上	専用電話設備 専用電話設備（固定型）	16W	専用電話設備（FAX） ^{※1}	28.5W	※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					<p>【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源 (UPS) の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。</p> <p>【女川】記載方針の違い (大飯審査実績の反映)</p>
衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間																																																																																																																																																																				
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上																																																																																																																																																																				
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)	63W																																																																																																																																																																							
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)	412W																																																																																																																																																																							
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間																																																																																																																																																																				
統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上																																																																																																																																																																				
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W																																																																																																																																																																							
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W																																																																																																																																																																							
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W																																																																																																																																																																							
緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1式)	126W																																																																																																																																																																							
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)	132W																																																																																																																																																																							
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）																																																																																																																																																																							
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上																																																																																																																																																																							
充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)																																																																																																																																																																					
通信連絡設備	衛星電話設備（固定型）無線連絡設備（固定型）衛星保安電話（固定型）	約 88.6	450																																																																																																																																																																					
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																																																																																																																																																							
	通信機器																																																																																																																																																																							
	テレビ会議システム																																																																																																																																																																							
	IP-FAX																																																																																																																																																																							
安全パラメータ表示システム (SPDS)	約 75.0																																																																																																																																																																							
その他設備		約 153.0																																																																																																																																																																						
合計		約 316.6																																																																																																																																																																						
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）																																																																																																																																																																							
800Ah	3時間以上																																																																																																																																																																							
充電器から給電可能な設備		負荷[A]	通信用電源装置容量[A]																																																																																																																																																																					
通信連絡設備	送受話器（バーゼンダ）	約 20.0	250																																																																																																																																																																					
	移動無線設備（固定型）	約 5.0																																																																																																																																																																						
	その他機器	約 66.0																																																																																																																																																																						
合計		約 91.0																																																																																																																																																																						
無停電電源 1（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																																																																																																																																				
加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	55W	408Wh	2時間以上																																																																																																																																																																				
衛星電話設備 衛星電話設備 (FAX) ^{※1}	27.5W																																																																																																																																																																							
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。																																																																																																																																																																								
無停電電源 2（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																																																																																																																																				
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台 専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1}	16W×3 28.5W×3	133.5W	408Wh	2時間以上																																																																																																																																																																				
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。																																																																																																																																																																								
無停電電源 3（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																																																																																																																																				
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台 専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1} 通信機器	16W×3 28.5W×3 11W	144.5W	408Wh	2時間以上																																																																																																																																																																				
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。																																																																																																																																																																								
無停電電源 4（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																																																																																																																																				
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） ^{※1}	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																																																																																																																																				
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。																																																																																																																																																																								
無停電電源 5（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																																																																																																																																				
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系） ^{※1}	72W	116.5W	408Wh	2時間以上																																																																																																																																																																				
専用電話設備 専用電話設備（固定型）	16W																																																																																																																																																																							
専用電話設備（FAX） ^{※1}	28.5W																																																																																																																																																																							
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p>参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1346 209 1955 300"> <thead> <tr> <th>無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1" data-bbox="1346 336 1955 427"> <thead> <tr> <th>無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td rowspan="2">454W</td> <td rowspan="2">432Wh</td> <td rowspan="2">約1時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td> <td>223W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1346 448 1955 651"> <thead> <tr> <th>無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>230W</td> <td rowspan="4">538.1W</td> <td rowspan="4">900Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>198W</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1346 671 1955 890"> <thead> <tr> <th>無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td rowspan="4">350.8W</td> <td rowspan="4">540Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>192W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p>	無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上	無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間	社内テレビ会議用音響設備	223W	無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	230W	538.1W	900Wh	1時間以上	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W	社内テレビ会議システム 通信機器	20W	専用電話設備 通信機器	11W	無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W	電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W	
無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																					
無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																					
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間																																																					
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																								
無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	230W	538.1W	900Wh	1時間以上																																																					
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W																																																								
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																								
専用電話設備 通信機器	11W																																																								
無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上																																																					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																								
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																								
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W																																																								
		<p>参考第10-3表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1346 991 1955 1066"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)</td> <td>85W (送信時)</td> <td>各 83Wh</td> <td>約1時間 (カタログ値: 約1時間半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備 (FAX) は端末設備を除く</p> <table border="1" data-bbox="1346 1102 1955 1150"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>85W</td> <td>80Wh</td> <td>約1時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	85W (送信時)	各 83Wh	約1時間 (カタログ値: 約1時間半)	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	データ表示端末	85W	80Wh	約1時間																																							
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																						
衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	85W (送信時)	各 83Wh	約1時間 (カタログ値: 約1時間半)																																																						
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間																																																						
データ表示端末	85W	80Wh	約1時間																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉						
【比較のため順番を変更して記載】						
参考12. 多様性を確保した通信連絡設備						
通信設備(発電所内)は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。						
これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表21に示すとおり、同一の事象によって、通信手段がなくなることがないように、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。						
表21 多様性を確保した通信連絡設備						
使用場所と通信連絡設備		事象		(○:使用可 X:使用不可)		
使用場所(A)	通信連絡設備(A)	使用場所(B)	通信連絡設備(B)	全交流動力電圧喪失	基準地震動Se	通信ケーブル断絶(発電所内)
中央制御室	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置	現場(屋内)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置	X X ○ ○	X X ○ ○	X X ○ ^{※1} ○
中央制御室	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置 衛星電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置 衛星電話(携帯)	X X ○ ○ ○	X X ○ ○ ○	X X ○ ^{※1} ○ ^{※2} ○ ^{※3}
中央制御室	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 衛星電話(固定)	緊急時対策所	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 衛星電話(固定)	X X ○ ○	X X ○ ○	X X ○ ^{※1} ○
現場(屋内)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置	現場(屋内)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置	X X ○ ○	X X ○ ^{※1} ○	X X ○ ^{※1} ○
現場(屋外)	保安電話(携帯) 運転指令設備 トランシーバー 衛星電話(携帯)	現場(屋外)	保安電話(携帯) 運転指令設備 トランシーバー 衛星電話(携帯)	X X ○ ○	X X ○ ○	X X ○ ^{※2} ○ ^{※2}
緊急時対策所	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置	現場(屋内)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 携行型連絡装置	X X ○ ○	X X ○ ○	X X ○ ^{※1} ○
緊急時対策所	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 衛星電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 運転指令設備 衛星電話(固定)	X X ○ ○	X X ○ ○	X X ○ ^{※2} ○ ^{※2}

※1: 既設ケーブル断絶時は代替ケーブル布設する。
 ※2: 保安電話(携帯)、衛星電話(携帯)は生活防水程度。
 ※3: 携行型連絡装置を屋外で使用する場合は、防水カバー等により雨水対策を施す。

女川原子力発電所2号炉							
参考11 多様性を確保した通信回線の容量について							
発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11.1-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。							
参考第11.1-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量							
通信回線種別	主要設備	必要回線容量**		回線容量	回線容量	回線容量	
		主要設備	その他**				
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備*1 (固定電話機、FAX端末、FAX) 社内テレビ会議システム	2.3Mbps 10Mbps	313Mbps	326Mbps	609Mbps	
	無線系回線	電力保安通信用電話設備*1 (固定電話機、FAX端末、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	1.6Mbps 84kbps	10Mbps	12Mbps	52Mbps	
通信事業者回線	有線系回線	局舎加入電話設備(災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	5回線 4回線	5回線 4回線	5回線 5回線	
		電力保安通信用電話設備接続	加入電話機 加入FAX	5回線 4回線	5回線 4回線	5回線 5回線	
	無線系回線	局舎加入電話設備(災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	15回線 8回線	15回線 8回線	15回線 8回線	
		電力保安通信用電話設備接続	加入電話機 加入FAX	15回線 8回線	15回線 8回線	15回線 8回線	
	有線系回線	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(固定型)	4回線	4回線	4回線	
		衛星電話設備(携帯型)	衛星電話設備(携帯型)	10回線	10回線	10回線	
	無線系回線	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話(固定型)	323kbps	—	169kbps	256kbps
		社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	128kbps	—	84kbps	128kbps
	有線系回線	専用電話設備 (SPDS伝送装置)	専用電話設備 (1機1台専用回線)	84kbps	—	9回線	9回線
	有線系回線	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX	(409kbps) (256kbps)	—	2.3Mbps	5Mbps
テレビ会議システム		テレビ会議システム	(1.5Mbps)	—	84kbps	384kbps	


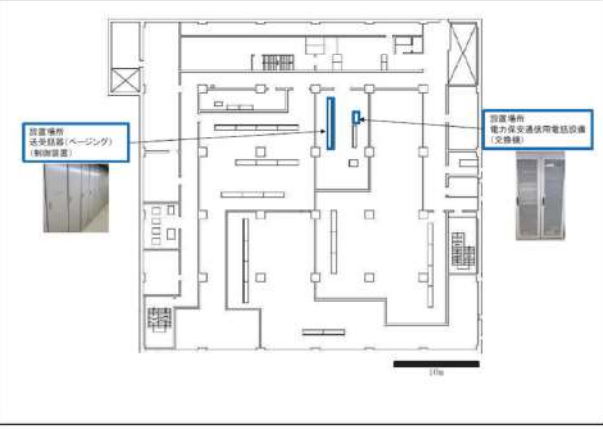

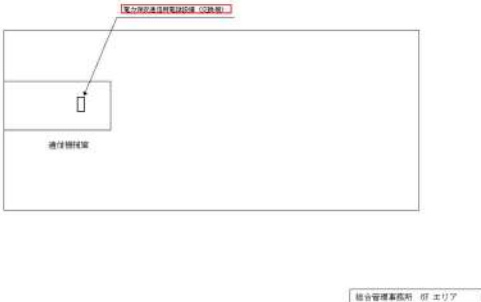

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。
 ※1: 局舎加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を経由して発電所外への連絡も可能
 ※2: () は内訳を示す。
 ※3: その他容量は、実用データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

泊発電所3号炉						
参考11 多様性を確保した通信回線の容量について						
発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。						
参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量						
通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量	回線容量	回線容量
		主要設備	その他**			
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備*1 (固定電話機、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	64kbps 64kbps 64kbps	64kbps	64kbps	600Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備*1 (固定電話機、FAX) データ伝送設備 (衛星機外)	64kbps 64kbps 64kbps	64kbps	64kbps	200Mbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備(災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	2回線 1回線	2回線 1回線	3回線
		電力保安通信用電話設備接続	加入電話機 加入FAX	1回線 1回線	1回線 1回線	1回線
	無線系回線	加入電話設備(災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	1回線 1回線	1回線 1回線	1回線
		電力保安通信用電話設備接続	加入電話機 加入FAX	1回線 1回線	1回線 1回線	1回線
	有線系回線	専用電話設備	専用電話設備(固定型)	7回線	2回線	2回線
		社内テレビ会議システム	専用電話設備(携帯型)	7回線	2回線	2回線
	無線系回線	携帯電話	災害時優先契約あり 災害時優先契約なし	—	—	7回線 69回線
	無線系回線	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	3回線	3回線	3回線
		衛星電話設備(FAX)	衛星電話設備(FAX)	1回線	1回線	1回線
	無線系回線	衛星電話設備(携帯型)	衛星電話設備(携帯型)	10回線	10回線	15回線
電力保安通信用電話設備		衛星保安電話	323kbps/回線	323kbps	323kbps	
有線系回線	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX	400kbps/台 ※3	2.4Mbps*	5Mbps	
	テレビ会議システム	テレビ会議システム	2,000kbps	—	—	
無線系回線	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話	323kbps/回線	323kbps	323kbps	
	データ伝送設備(衛星機外)	IP電話 IP-FAX	323kbps/台 50kbps/台	210kbps	384kbps	


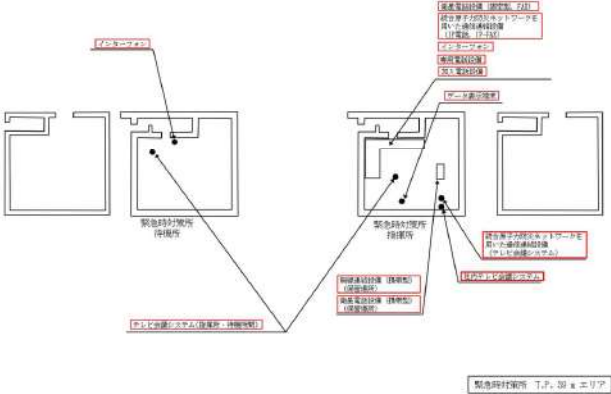
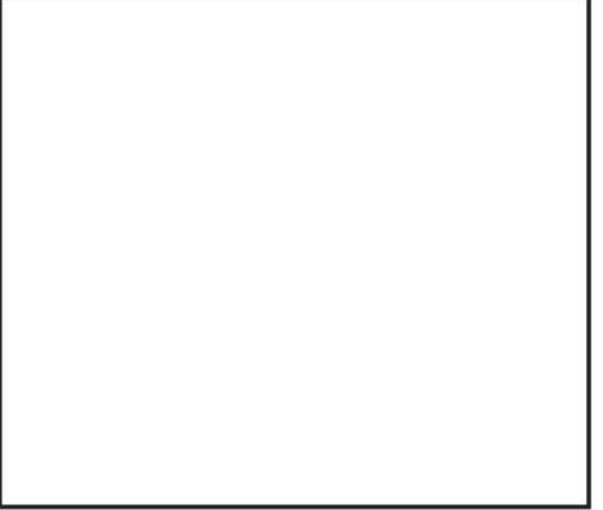
各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。
 ※1: 加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を経由して発電所外への連絡も可能
 ※2: () は内訳を示す。
 ※3: 帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

【大飯】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 ・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第12.1-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上3階 中央制御室及びプロセス計算機室)</p>  <p>参考第12.1-2図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上2階 通信機械室)</p>	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (原子炉補助建屋 T.P 17.8m)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p>参考第12-2図 主要な通信連絡設備の配置図 (総合管理事務所 6階)</p>  <p>参考第12-3図 主要な通信連絡設備の配置図 (管理事務所 3階)</p>	<p>【女川】建屋設計の相違</p>

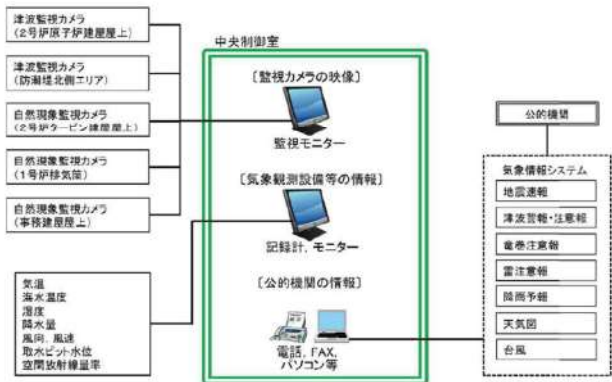
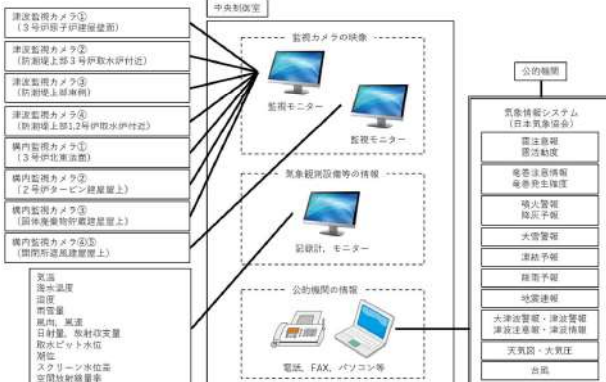
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p data-bbox="792 635 1227 687">参考第 12.1-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (緊急時対策建屋地下 2 階)</p> <div data-bbox="909 699 1303 740" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="927 711 1285 730">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>	 <p data-bbox="1447 635 1854 687">参考第 12-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 (緊急時対策所)</p>	<p data-bbox="1984 667 2163 687">【女川】建屋設計の相違</p>
	 <p data-bbox="792 1337 1227 1390">参考第 12.1-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 (緊急時対策建屋地上 1 階)</p> <div data-bbox="909 1401 1303 1442" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="927 1414 1285 1433">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。 <協力会社を含めた通信連絡の整理> 発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員 (協力会社含む)、および召集要員 (社員) にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備 (固定型) 等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援 重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカとの間で支援体制を整備する。 なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備 (固定型) 等により直接又は本店を経由してプラントメーカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援 重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。 なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備 (固定型) 等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備 (固定型) 等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援 重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカとの間で支援体制を整備する。 なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備 (固定型) 等により直接又は本店を経由してプラントメーカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援 重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。 なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備 (固定型) 等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は参考2に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、支援を要請するプラントメーカ及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度 1 以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第 1 波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全域で震度 1 以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第 1 波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																															
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス (摩耗による部品の交換や注油等) が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備 別添第1表」にて記載</p>																																																																																																																															
<p>表20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p>																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>定時使用による異常検知性^{※1} (○:検知可能 ×:検知不可)</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故一斉放送装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安設備用電話設備</td> <td>保安電話 (固定)</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>保安電話 (携帯)</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>非常保安電話</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内線電話</td> <td>固定</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機内型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認 (定期点検)</td> <td>1回/3ヶ月 (1回/5年)</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策支援システム (EOPS)等へ必要なデータを伝送できる設備</td> <td>SPDS表示装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全カメラ表示システム (SPDS)</td> <td>○</td> <td>外線点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全カメラ受信システム</td> <td>○</td> <td>外線点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要設備	定時使用による異常検知性 ^{※1} (○:検知可能 ×:検知不可)	点検内容	点検頻度	備考	運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		事故一斉放送装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		電力保安設備用電話設備	保安電話 (固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	保安電話 (携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	非常保安電話	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/年		内線電話	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月		携帯	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		可搬	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		トランシーバー	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		機内型通話装置	携行型通話装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		通話装置用ケーブル	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		インターフォン	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	無線通話装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月		IP電話	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	IP-FAX	× ^{※2}	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時衛星通信システム	× ^{※2}	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時対策支援システム (EOPS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDS表示装置	× ^{※2}	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)		安全カメラ表示システム (SPDS)	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)		安全カメラ受信システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)				
主要設備	定時使用による異常検知性 ^{※1} (○:検知可能 ×:検知不可)	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																														
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																																															
事故一斉放送装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																																															
電力保安設備用電話設備	保安電話 (固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
	保安電話 (携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
	非常保安電話	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/年																																																																																																																														
内線電話	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																															
	携帯	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
	可搬	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
トランシーバー	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																															
機内型通話装置	携行型通話装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
	通話装置用ケーブル	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
インターフォン	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																															
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
無線通話装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																														
	IP電話	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																													
	IP-FAX	× ^{※2}	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																														
緊急時衛星通信システム	× ^{※2}	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																															
緊急時対策支援システム (EOPS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDS表示装置	× ^{※2}	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
	安全カメラ表示システム (SPDS)	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
	安全カメラ受信システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
<p>※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める業務を対象とする。 ※2: 中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。 ※3: 故障した場合は、手動と取り替えることにより通信連絡が可能である。 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、保安電話等による代替が可能である。</p>																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>参考 1 1. データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び S PDS 表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図 11~13 に示す。</p> <p>図 11 データ伝送設備の設備分類概要図</p> <p>図 12 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>		<p>参考 15 データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及び ERSS 伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第 15-1 図、参考第 15-2 図及び参考第 15-3 図に示す。</p> <p>参考第 15-1 図 データ伝送設備の概要</p> <p>参考第 15-2 図 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実 (女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】表現の相違 大飯：データ，泊：事故時パラメータ</p> <p>【大飯】記載方針の相違・泊は、伝送先が ERSS しかないことから「等」は記載していない</p> <p>(女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：防止・緩和以外の設備，泊：防止でも緩和でもない設備</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図13 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>		<p>参考第15-3図 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。</p> <p>トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したものを、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電電池のほかに乾電池で使用できるように、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、業務用無線機として免許申請したもの及び特定小電力トランシーバーを用い、出力1Wまたは10mW以下、周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバーは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバーは20チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池のほかに乾電池を使用することができ、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・使用する無線機の通信規格及び機種種の相違 周波数及び出力は異なるが、発電所構内の必要箇所では通話できる事を訓練等により確認しており問題ない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：充電電池 泊：充電式電池</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・無線機の相違により、大飯は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p>参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1" data-bbox="1346 411 1955 948"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>用途</th> <th>必要台数</th> <th>予備機保有台数</th> <th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">衛星携帯電話</td> <td>可搬型タンクローリへの燃料汲み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と発電所対策本部間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="5">配備位置や用途に分けて、1台故障時でも通信可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部又は中央制御室間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策本部又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トランシーバ</td> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間の連絡</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車全台(6台(ポンプ車の必要台数2台、予備4台))にトランシーバを2台ずつ配備して、屋外の現場で使用できる台数としている。</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリへの燃料汲み上げを行う発電所対策要員間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1台故障時でも通信可能とするよう1台を予備機保有台数としている。(2人作業、緊急時対策所に配備して、屋外の現場で使用)</td> </tr> <tr> <td>携帯型通信装置</td> <td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>必要台数と同数の予備機保有台数とする。(2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるような、データ伝送設備(発電所内)としてデータ表示端末を緊急時対策所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	衛星携帯電話	可搬型タンクローリへの燃料汲み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と発電所対策本部間の連絡	1	1	配備位置や用途に分けて、1台故障時でも通信可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部又は中央制御室間の連絡	1	1	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡	1	1	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡	1	1	ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策本部又は中央制御室間の連絡	2	2	トランシーバ	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間の連絡	4	6	可搬型大型送水ポンプ車全台(6台(ポンプ車の必要台数2台、予備4台))にトランシーバを2台ずつ配備して、屋外の現場で使用できる台数としている。	可搬型タンクローリへの燃料汲み上げを行う発電所対策要員間の連絡	2	2	1台故障時でも通信可能とするよう1台を予備機保有台数としている。(2人作業、緊急時対策所に配備して、屋外の現場で使用)	携帯型通信装置	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	必要台数と同数の予備機保有台数とする。(2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度ヒアリングコメントの反映(記載の充実) <p>SAに係る内容(当ページ)</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																			
衛星携帯電話	可搬型タンクローリへの燃料汲み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と発電所対策本部間の連絡	1	1	配備位置や用途に分けて、1台故障時でも通信可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																			
	給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部又は中央制御室間の連絡	1	1																																				
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡	1	1																																				
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡	1	1																																				
	ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策本部又は中央制御室間の連絡	2	2																																				
トランシーバ	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間の連絡	4	6	可搬型大型送水ポンプ車全台(6台(ポンプ車の必要台数2台、予備4台))にトランシーバを2台ずつ配備して、屋外の現場で使用できる台数としている。																																			
	可搬型タンクローリへの燃料汲み上げを行う発電所対策要員間の連絡	2	2	1台故障時でも通信可能とするよう1台を予備機保有台数としている。(2人作業、緊急時対策所に配備して、屋外の現場で使用)																																			
携帯型通信装置	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	必要台数と同数の予備機保有台数とする。(2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を取り、必要に応じて、緊急時対応策支援システム (ERSS) 第一緊急データを送信する。② 発電所内の通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対応策支援システム (ERSS) 第一緊急データを必要に応じて、多様性を確保した専用通信回線を設ける。③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。④ 通信連絡設備の種類については、非常用所内電源又は非常用電源に接続する。</p>	<p>35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所外に通信連絡する必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用回線を設けなければならない。 【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。② 発電所外に通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対応策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。④ 通信連絡設備の種類については、非常用所内電源又は非常用電源 (充電器等を含む) に接続する。</p>	<p>35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所外に通信連絡する必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。② 発電所外に通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対応策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。④ 通信連絡設備の種類については、非常用所内電源又は非常用電源に接続する。</p>	<p>【大飯】【女川】 記載表現の相違 2/2/2023 DBに係る内容 (当ページ)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・運転指令設備 (1, 2号) ・事故一斉放送装置 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)) ・携行型通信装置 ・トランシーバー ・専用電話 (固定) ・専用電話 (携帯) ・専用電話 (携帯) ・安全パラボラメータ表示システム (SPDS) 兼手装置 ・SPDS兼手装置 ・加入電話 ・加入ファクシミリ ・機内電話 (固定) ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯))、衛星保安電話 ・衛星電話 (可搬) ・社内TV会議システム ・衛星電話 (固定) ・衛星電話 (携帯) ・無線通信装置 ・緊急時衛星通報システム ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・安全パラボラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラボラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・警報装置及び通信設備 (発電所内) の操作手順 ・警報装置及び通信設備 (発電所内) (特定使用者なし) ・保守箇所による点検、点検 (電気設備、構内室、計装設備、燃料倉管理課) ・警報装置、通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の手順に関する訓練 ・通信設備 (発電所外) の操作手順 ・安全パラボラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラボラメータ伝送システムの異常時の手順 ・保守箇所による点検、点検 (電気設備、構内室、計装設備、燃料倉管理課) ・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の手順に関する訓練
	(発電所外) ・加入電話 ・機内電話 (固定) ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯))、衛星保安電話 ・衛星電話 (可搬) ・社内TV会議システム ・衛星電話 (固定) ・衛星電話 (携帯) ・無線通信装置 ・緊急時衛星通報システム ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・安全パラボラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラボラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の手順に関する訓練

別添35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・送受話器 (ベージング) (警報装置を含む) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・安全パラボラメータ表示システム (SPDS) (発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備の操作手順を定める。 ・通信連絡設備の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修 ・通風連絡に関する訓練 ・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備 (発電所外) の操作手順を定める。 ・通信連絡設備 (発電所外) の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修 ・通風連絡に関する訓練
	(発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練

第35条

通信連絡設備

泊発電所3号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	通信連絡設備 (発電所内) ・運転指令設備 (警報装置を含む) ・電力保安通信用電話設備 ・無線通信装置 ・携行型通信装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・衛星電話設備 ・データ伝送設備 (発電所内) ・データ収集計算機 ・データ表示端末 (発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・携帯電話 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備 (発電所外) ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・データ伝送設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・各主管による点検並びに補修 ・定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 ・データ伝送設備 (発電所内) の点検 ・故障時の補修 ・通風連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練 ・通信設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) ・データ伝送設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) ・通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・データ伝送設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練
	(発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・携帯電話 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備 (発電所外) ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練

差異理由

【大飯】【女川】
 記載表現の相違
 DBに係る内容 (当該ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・常時監視 ・故障時の補修
	・非常用所内電源及び無停電電源	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・点検 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・統合原子力防災ネットワークの異常時の対応手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの異常時の対応手順 ・監視 (発電室、電気保修課、計装保修課) ・補修箇所による点検 (電気保修課、計装保修課、放射線管理課) ・異常時の対応手段に関する訓練

別添 35-3

女川原子力発電所2号炉

設置許可条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順	— ・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 — —
	・非常用ディジーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (12EV 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	体制 保守・点検 教育・訓練	・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期試験 ・常時監視等) 注) PHS機主幹の通話回線に関しては、定期監視とする。また、データ伝送設備に関しては、伝送について、常時監視を行う。	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・専用通信回線、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の異常時における対応手順 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (試験) については、別添第1表のとおり。 —

泊発電所3号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・各主管課による点検 ・常時監視 ・故障時の補修 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 —
	・ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・運転指令設備 (蓄電池) ・無停電電源 ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・専用通信回線、通信連絡設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・各主管課による点検、保守及び監視 ・各主管課による補修 ・定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・異常時の対応手段に関する訓練

差異理由

【大阪】【女川】
 記載表現の相違
 DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

【比較のため転載】

参考 10. 設計基準事故対処設備における点検頻度
 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表 20 に記載する。
 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス (摩耗による部品の交換や注油等) が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表 20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	定時使用による異常検知性 ^{※1}	点検内容	点検頻度	備考	
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		
事故一斉放送装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		
電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定)	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	保安電話 (携帯)	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
衛星電話	衛星保安電話	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/年	
	固定	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
携帯電話	携帯	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	可搬	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
トランシーバー	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		
携行型通話装置	携行型通話装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	通話装置用ケーブル	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
インターフォン	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	
無線連絡装置	無線連絡装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置	TV会議システム	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	IP電話	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	IP-FAX	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
緊急時衛星通信システム	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月		
緊急時対策支援システム (ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDS表示装置	× ^{※2}	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
	安全/ラニー表示システム (SPDS)	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
緊急時衛星通信システム	安全/ラニー伝送システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
		× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	

※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務に必要となる資機材を対象とする。
 ※2: 中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。
 ※3: 故障した場合は、手動と取り替えることにより通信連絡が可能である。
 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

別添第1表 通信連絡設備 (設計基準)における点検項目並びに点検頻度

設計基準事故対象設備	点検項目	点検頻度
送受話器 (ページの警報装置を含む)	ハンドセット、 スピーカ 機能確認	1回/年
電力保安通信用電話設備	固定電話機 PDS 端末 FAX 衛星保安電話 (固定型)	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月 ^{※1}
社内テレビ会議システム		外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
携行型通話装置		外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
移動無線設備	移動無線設備 (固定型) 移動無線設備 (車載型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ収集装置 SPDS 伝送装置 SPDS 表示装置	外観点検 機能確認 1回/年
局線加入電話設備	加入電話機 加入 FAX	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
専用電話設備	専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン)	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP 電話 IP-FAX	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
データ伝送設備	SPDS 伝送装置	外観点検 機能確認 1回/年

※1: 緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

別添第1表 通信連絡設備 (設計基準)における点検項目並びに点検頻度

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回/年	外観点検、通信通話確認	
電力保安通信用電話設備	1回/年	保安電話 (固定)	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
		保安電話 (携帯)	
		衛星保安電話	
無線連絡設備	1回/年	外観点検、通信通話確認	
携行型通話装置	1回/年	携行型通話装置	外観点検、通信通話確認
		通話装置用ケーブル	
衛星電話設備	1回/年	衛星電話設備 (固定型)	外観点検、通信通話確認
		衛星電話設備 (FAX)	
移動無線設備	1回/3ヶ月 1回/5年	移動無線設備 (固定型)	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
		移動無線設備 (携帯型)	
加入電話設備	1回/年 1回/6ヶ月	加入電話機	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
		加入 FAX	
携帯電話	1回/年	外観点検、通信通話確認	
専用電話設備	1回/年	専用電話設備 (固定型)	外観点検、通信通話確認
		専用電話設備 (FAX)	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	1回/年	IP 電話	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
		IP-FAX	
		テレビ会議システム	
社内テレビ会議システム	1回/年	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
データ伝送設備 (発電所内)	-	データ表示端末	外観点検 (1回/月) 機能試験 (1回/年)
		データ収集計算機	
データ伝送設備 (発電所外)	ERSS 伝送サーバ	-	外観点検 (1回/月) 機能試験 (1回/年)

※1 緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内基準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)
 大阪では点検項目及び点検頻度について参考資料 (参考 10) にて記載

DBに係る内容 (当ページ)

【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)
 大阪は保安規定のサーベイランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。